

## 令和元年第3回大衡村議会定例会会議録 第1号

---

令和元年9月4日（水曜日）午前10時開会

---

### 出席議員（10名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	10番 佐々木金彌
12番 細川 運一		

---

### 欠席議員（2名）

9番 遠藤 昌一	11番 佐藤 貢
----------	----------

---

### 説明のため出席した者の職氏名

村長 萩原 達雄	副村長 斎藤 一郎
教育長 庄子 明宏	教育次長 斎藤 浩
総務課長 早坂 勝伸	企画財政課長 佐野 克彦
住民生活課長 金刺 隆司	税務課長 残間 文広
健康福祉課長 早坂紀美江	産業振興課長 渡邊 愛
都市建設課長 後藤 広之	学校教育課長 八巻利栄子
社会教育課長 大沼 善昭	村誌編纂室長 文屋 寛
会計管理者 斎藤 善弘	

---

### 事務局出席職員氏名

事務局長 大友 末子	書記 和泉 文雄	書記 高橋 吉輝
------------	----------	----------

---

### 議事日程（第1号）

令和元年9月4日（水曜日）午前10時開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

### 第 3 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）と同じ

---

午前10時00分 開会

議長（細川運一君） おはようございます。

みなさまに申し上げます。ただいま本村ではクールビズ施行中でありますので、暑い方は上着を脱いで対応していただいても結構でございます。執行部におかれましても、そのようにお願いをいたします。

ただいまの出席議員は10名であります。

佐藤貢副議長、遠藤昌一議員、届出欠席であります。

定足数に達しますので、これより令和元年第3回大衡村議会定例会を開会いたします。

これより諸般の報告を行います。

議長としての報告事項及び監査委員から提出のあった例月出納検査結果についての報告書は、お手元に配付している写しのとおりであります。

事務組合等に関する報告書については、報告文書表のとおりであります。各報告書は議員控室に備えておりますので、縦覧願います。

陳情書については、配付しております陳情書文書表のとおりでありますが、今回は配付のみとさせていただきます。ご了承願います。

次に常任委員会の閉会中の所管事務調査に係る報告を求めます。各委員長に報告を求めます。佐々木金彌総務民生常任委員長、登壇願います。

〔総務民生常任委員長 佐々木金彌君 登壇〕

総務民生常任委員長（佐々木金彌君） おはようございます。総務民生常任委員会から2つの件について報告いたします。

1番目に行行政視察の報告書といたしまして、本別町、それから音更町の2つについてまことに報告をいたします。

総務民生常任委員会として5名の議員、そして随行者職員2名で7月2日から4日にかけまして、北海道中川郡本別町、北海道の河東郡の音更町という2つの町を調査してまいりました。

本別町につきましては、特に福祉のまちづくりということで、古くから進んだ状態だったとお聞きいたしました、人口が7,000人ちょっとでございますが、ここにつきましては、認知症なり高齢者福祉についてすごく進んでいるという、これが地域の住民が実行委員会等をつくって、住民主体で行われているという点がまず第1番目に挙げられると思います。そしてまた在宅福祉ということで、町内人口の8割を網羅しているというような状態でございます。また空き家対策ということも兼ねまして調査いたしましたが、その中では厚生労働省のモデル事業の低所得者の高齢者住宅等の住まい生活支援事業等を取り入れまして、広い北海道の中点在する高齢者、あるいはひとり暮らしの独居老人と言えば大変失礼ですが、そういう世帯を安全に見守るために住みかえを行う、町の中で、そういう住宅を入れかえみたいな形で実施して、そしてそこを貢献といいますか、いわゆるコーディネーター等が面倒を見ると言えば失礼ですが、そういう状態を続けていると伺っております。

また、2番目に音更町について申し上げますと、人口が4万人ちょっと多いんですが、ここはふるさと納税が4億近いというような状態と、何でそのような状態になるんだということを含めまして、調査訪問いたしました。この中で帯広の大谷短期大学という介護福祉士の養成を行っている学校があるわけですが、この養成にいわゆる地元に帰ってきて仕事に就けば、奨学金を返済を免除すると、そういう方法をとったりやっております。そしてふるさと納税が多い中、やっぱり1万円から20万円ほどの50品目近くを返礼品として用意しているわけですが、その中でもやっぱり地元産の製品を使って、いわゆるよつ葉牛乳といいますが、そういうところがあるんですが、そのチーズとか、そういうものが大変好評だと。そしてその情報公開といいますか、ふるさと納税に対するいわゆる表示を、このようなものに使っておりますという使用目的、そういうものも明確にし、それから協力していただいた方のメッセージ等も載せるという、そういうホームページなりを使って大幅にやっておられることも一つの認められる方法なのかなと思っております。

また、音更町、ここは老人会の組織も高くて、この中でもやっぱり高齢者大学等ありますけれども、図書館が充実していて、老化防止と言えば失礼ですが、そういうものにも図書館の充実関係が影響しているなどもお伺いしてまいりました。

総括として最後に、いわゆる町自体の計画を練る際に、住民を含んで一体的になってやっていると。そしてまた国の施策、それからいわゆる北海道の施策とかそういうものを先取りし、そしてまた充実させていくというような方向がとられていることが大きな結果

ではないかなと思っております。やっぱり大衡としても、空き家対策等、今問題になっておりますが、なってくると思いますが、そういったことも参考にしてこれから役立てていきたいなと思います。

また、2番目に別の報告書ですが、委員会の調査報告書として2つ、調査事件といたしまして、障害者施設、大衡にあります「わはわ」大衡現地の調査を行いました。そしてまた2番目に空き家対策、その他の所管事務ということになっております。これは8月5日に調査を行いました。大衡村で誘致いたしましたわ・は・わにつきましては、現在改修してから1年5カ月という、1年半という状態でございますが、順調に運営が進んでいるようございます。ただ、大衡の方が余り多くないというような話もありましたけれども、現在どんどん少しづつふえているというのが現状のような、記述は入所者数等が記載してございます。そしてまた焼き菓子づくりとかといったものも順調に進んできているようございます。この中で職員数4名でございますけれども、これから看護師、そういったものが不足するなということと、それからもう1つ、残っている空き地として村有地の貸し付けの中で50アールですが、これにつきまして、薬草園、そういったものをつくるという状態でしたが、土質調査の結果、土が大変悪いんだと。粘土土なんだということで、少し検討している状態のようです。これにつきましては、記述のとおりでございます。

また、2ページ目にまいりますと、空き家につきましては、37カ所調査し、また村内で17カ所の空き家等を確認しております。これらにつきましても、これから空き家バンクやそしてまた基本条例ですか、そういったものの整備等を考えいかなければならないという、これはもちろん担当課でも検討していることでございますが、そういったことをからの整備の要点であるなと思います。

その他の所管事務につきましては、総務課、これは職員採用等につきまして1つだけあります、今募集しているわけですが、土木職がなかなか応募者がいないということで、これからの後継者不足ということを心配しているようでございます。

また、消防庁からの無償貸与として消防車両1台出るわけですが、それを第8分団に配備する予定だということになっております。

企画財政につきましては、健全化とその他については一切大丈夫であるというような状態を書いてございます。

また、住民課からはプレミアム商品券その他につきまして報告がございました。

税務課は、平成30年度の状況、あと令和元年の状況も報告がありましたけれども、健康

福祉課、これらにつきましても、万葉のびのび等、高齢者タクシー券利用についても報告がありましたが記載のとおりでございます。

以上、簡単にご報告申し上げました。よろしくお願ひします。

議長（細川運一君） 石川 敏産業教育常任委員長、登壇願います。

〔産業教育常任委員長 石川 敏君 登壇〕

産業教育常任委員長（石川 敏君） それでは続きまして、産業教育常任委員会の委員会の報告を行います。

まず初めに、行政視察の調査報告でございます。期日につきましては、7月24日から26日まででございました。調査案件といたしましては、2件でありますけれども、まず1点目としましては、鳥獣、主にイノシシでありますけれども、鳥獣被害対策について1件。視察先につきましては、長野県の塩尻市であります。

もう1件が学校教育、それから生涯学習事業への取り組みについてということで、こちらも同じく長野県の佐久穂町、2カ所を調査に行ってまいりました。

内容でありますけれども、参加委員につきましては常任委員6名、それから議長、執行部職員といたしまして、担当の産業振興課職員1名、それから事務局職員1名であります。

調査しました内容でありますけれども、次のページ開いていただきます。

塩尻市の鳥獣被害対策の件でありますけれども、市の概要については省略いたします。塩尻市におきましては、長野県全体、あの辺の周辺、従来から鳥獣による被害が深刻な地域でございます。イノシシに限らずサルだったりシカだったり、いろいろな鳥獣が出ているということで、その被害対策、取り組み、先進的な取り組みをしているところを視察してまいりました。塩尻市につきましては、市が構築しました情報基盤、センサーネットワークが設置されておりまして、それを活用した対策に取り組んでいるというような市でございました。これは鳥獣対策に限らず、子供の見守り、それから気象対策、農業関係の気象対策だったり、防災、幅広い分野でそのネットワークを活用しております、その1つが鳥獣の対策であります。対象の地区としましては、塩尻市のこの中山間地の地域、北小野地区というところのようですが、その地区に対応してやっておる状況でございまして、被害対策への取り組み、市、それから市の猟友会、地区の方々、あるいは地区の住民の方一体となったその取り組みをしているというような体制をとっておるようでございます。具体的にはその各地域にわなとかおりを設置しているわけなんですが、それにセンサーを取りつけしていると。それで対象のイノシシなどがそこに来た場合、そのセンサ

一で感知してそれを瞬時にネットワークを使って登録している方にメールで送信されると。それで即現場に対応できると。そのような体制をとっておるようでございます。獣友会の皆さんの協力をいただいて、捕獲の作業のほうに入ると。そういう有効的な取り組みをされているような内容でございました。

観察いたしまして、その考察でありますけれども、塩尻市のほうも高齢化が進んでおって、なかなかそのわなの見回り、そういった管理も大変であるということで、センサーを取りつけたことによりまして、イノシシの出没の場所、時間、それが特定されまして、行動を把握できるようになったと。それによって効果的な捕獲ができるようになったということでありました。捕獲して個体を減らすことが出没が減ってくると。イコール農作物への被害も減少に転じているということで、実施してから3年目ぐらいではその農作物の被害がゼロになったというような成果が出ているような報告がございました。やっぱり農家の方だけではなくて地域一体となった取り組み、そういう体制をつくることが重要であるなど、そのように感じてまいりました。

2件目の佐久穂町であります。佐久穂町は2町合併した町であります、人口が1万1,000人ぐらいと。大衡村よりちょっと大きい町であります。小中学校につきましては、合併後統合されております。従来小学校が4校、中学校2校あったのを、それぞれ1校ずつに統合されておりまして、佐久穂小学校、佐久穂中学校と、そういう学校に統合されておりまして、校舎がつながっております。一体となった小学校、中学校、一体となった校舎が建築されております。

それで教育の特色としまして、小学校から続けて中学校になるわけですけれども、9年間の中で小中学校の教員も含めた全体でこの育てる体制がつくられているというようなことがありました。それから教育の特色としましては、英語教育、これには小学校1年生からその教科として取り組んでいると。なおE L T、これも2名を配置して5、6年生からは英語の専科教育、そういった方も担当しておられるということでありました。あとふるさと学習教育としまして、佐久穂町の人だったり物、事柄、そういった住民の方々も協力いただいて、町全体で子供の教育に当たっていくと。そのような取り組みをされておるようございました。

考察としましては、学校そのものは小学校、中学校一体となって建築されておりまして、かなり大規模な校舎であります。ここにも記載しましたが、小学校100メートル、中学校100メートル、合わせると200メートルの長さの校舎であります。体育館も別々、図書

室でなくて図書館でありまして、蔵書もかなり多い蔵書数がありました。町としましても教育費にその町の予算を一番多くかけているということで、教育に関する、対する意識がかなり高い町であったなと感じました。それから生涯学習施設、これ公民館でありますけれども、こちらも視察させていただきましたが、夏休みの期間中に入ったんですけども、高校生なり一般の方々、それから高齢者の方々、かなり多く来館されておりました。自由に来て自由にいろいろな本を見たり、いろいろしたり、活動したりというような状況もありまして、まさに集い、学び、つなげるという、そういった各年代を越えたコミュニティづくりの拠点となっていると、そのような感じで素晴らしい取り組みだなと感じてまいりました。

次に、閉会中の継続調査に入ります。

調査事件としましては、万葉クリエイトパーク遊具の状況、それから小中学校の教材、備品の管理状況、あとその他所管事務ということでございます。調査年月日は8月2日であります。

調査の結果、次のページからであります。

まず1件目の万葉クリエイトパーク遊具の更新状況、平成28年度から修繕工事が開始されまして、30年度まで工事済みが7基の7,959万6,000円、それから今年度は8基予定で5,200万、来年度以降7基ということで、全部で20基の遊具更新計画でございます。クリエイトパークの遊具につきましては、平成15年度から設置されておりまして、相当の年数もたっておりまして、老朽化も進んでいます。年次的に修繕工事が実施されておりますけれども、経費もかなり多額を要します。今後の修繕工事につきましては、利用状況、そういったことも配慮しながら修繕がいいのか、あるいは部分的にはその利用状況等も勘案して、廃止ということも検討することが必要ではないかと感じられます。

次に2件目の学校の備品の状況であります。小学校、中学校両方あるわけですから、小学校につきましては、平成28年度から30年度まで3年間でごらんのような種類の備品関係を購入してございます。パソコン、教室関係の備品、それから体育館の備品関係が大きいような金額になってございます。次に中学校のほうは同じく28年度から30年度までごらんのような備品を購入してございます。

それで備品の購入関係で今感じられたことありますけれども、まず小学校のパソコン購入、30年度更新したわけでありますけれども、従来の古いパソコン一式がまだ保管されております、そのまま。それではこの更新したわけで、新しいものとやっぱり古い

ものは同時に廃棄処分すべきではなかったのかなと。予算の関係でそういう契約がそれなかったということありますけれども、やはりそういうような、これからするのかもしれませんけれども、そういうような措置が必要ではなかったのかなと思われます。それから体育館の運動用具、これも同じであります。やはり備品の管理方法としては、改善を要するのではないかと思われます。

それから中学校につきましては、以前に体育、武道の授業ということが取り入れられておりまして、これは何年前でしょうかね。ちょっとあれですけれども、剣道の用具を購入した経緯がございます。現在は使用されておりませんで、そのまま保管しております。今後どのようにするのか、これも検討を要するのではないかと思われます。

あと備品ではなかったんですが、校舎を見て歩く最中、中学校の校舎の3階の教室、天井、廊下に雨漏りの跡が見受けられています。話に聞くと今今ではないような状態のような説明があったんですけども、やはり屋上の漏水箇所を点検して、早急な対策をとる必要があるのではないかと思われます。このままで広がる一方ですので、そういったことが必要であると思われます。

全体的には学校の教材、備品、いろいろな時期に必要性があって購入してございますけれども、その後の授業内容が変わったりして、中には使われない備品も出でるようでございます。やはり学校の備品、物品管理、適切な対処の仕方を考える必要があると思われます。

次にその他の各課の所管事務でございます。

まず産業振興課につきましては、1つ1つ細かくはお話ししませんが、ごらんのように工事の進捗状況、それから今年度のイノシシ、熊の出没、捕獲状況、あと次のページですが、今年産米の米の生産の目安の状況、それから農業用ため池が届け出制度が開始されたというような内容の報告を受けております。

都市建設課につきましては、今年度の各種の工事の進捗状況、それから村道尾西中山線の改良工事の今後の見通し、あと村営河原住宅の改修工事の件、それから村営住宅の明け渡し請求の結果の説明がございました。

パークゴルフ場につきましては、平成30年度の利用状況の概要の説明を受けております。

次に、定住促進事業の補助金の交付状況。平成30年度76件ということで、6,950万、令和元年度現在で22件の2,060万、累計すると258件です。金額が2億2,340万円。このぐらいの交付金を出しておりまして、新しい住宅団地、ときわ台、ときわ台南、完成しており

ますので、それらに多く交付している状況が伺われます。

それから教育委員会につきましては、ごらんのような項目、小中学校、それから教育委員会の取り組み状況。平成30年度の社会教育施設の利用状況、同じく生涯学習教育事業の実施状況、それから今年度の生涯学習の計画と、そのような内容の報告がありました。

以上が産業教育常任委員会の報告といたします。

議長（細川運一君） 小川ひろみ広報広聴常任委員長、登壇願います。

〔広報広聴常任委員長 小川ひろみ君 登壇〕

広報広聴常任委員長（小川ひろみ君） 会議規則第77条の規定により、広報広聴常任委員会広報分科会においての視察研修についてご報告いたします。

東京都千代田区全国町村議員会館において、令和元年度町村議会広報クリニックに参加し、議会広報誌の編集発行に関するこことについて研修してまいりました。参加者は6名であり、随行者として事務局の職員も同行していただきました。令和元年度町村議会広報クリニックは、日本広報協会、広報アドバイザー、広報に関する著作多数を出版しております講師吉村氏のクリニックでありました。

今回のクリニックには、26の町村の議員と事務局員が参加し、2つの分科会に分かれて講義を受け、大衡村は第一分科会で受講いたしました。吉村講師による現状の紹介と今後の展望といたしまして、議会報告会は2012年と比べ1.5倍の町村が開催することになったこと、報告会形式よりも住民参加型の懇談会形式が目立つようになってきており、今後の広報広聴活動には若者、女性の視点や意見が必要となること、参加よりも一歩進んで事業の企画立案まで参加してもらうようになればよいというお話をされました。本村でも今期においては、研修の成果が出せるよう心がけてまいりたいと思います。議会広報クリニックの研修として、クリニックで示された基本原則の改善点は、あくまで読者、住民のために、議会の広報であることを意識すること、デザイン的な見やすさの追求、議会広報の住民参加を拡充すること、議会としてアクションが見える紙面にし、広報と各種メディアとの連携というクリニックの内容がありました。

総括といたしまして、今回の研修は議会構成が変わったことに伴い、読みやすい、読んでもらえる議会広報の基本について、一度勉強し直すことを目的としたものでした。6自治体の議会広報誌を題材にクリニックを行いましたが、紙面のどこに問題があって、どのように改善すべきかが具体的に示されておりました。

本村の議会広報誌とも比較が容易で改善策を反映しやすく、とても参考になりました。

今後、この研修をもとにみやぎおおひら議会だよりがより一層手にとって読んでもらえるようになるよう、小学5年生でも十分に通読できるような理解しやすい、そして読みやすい編集を心がけ、議会、議員活動の見える化を図ってまいりたいと思っております。

以上、広報広聴常任委員会の報告といたします。

議長（細川運一君） 以上で諸般の報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番佐々木金彌君、1番小川克也君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

議長（細川運一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件について、議会運営委員長に委員会の報告を求めます。佐々木春樹議会運営委員長、登壇願います。

〔議会運営委員長 佐々木春樹君 登壇〕

議会運営委員長（佐々木春樹君） おはようございます。

本日招集されました令和元年第3回大衡村議会定例会の運営に関して、去る8月23日に議会運営委員会を開催しておりますので、その結果についてご報告いたします。

本定例会に付議されました案件は、村長提出案件が19件であります。内訳は条例の一部改正について2件、財産の減額貸付について1件、和解することについて1件、令和元年度各種会計補正予算について6会計、報告について1件、平成30年度各種会計決算認定について8会計となっております。

議案審議に先立ちまして、一般質問を行うこととします。一般質問は9名の議員から12件の質問が通告されております。

本定例会の会期につきましては、日程案のとおり、9月4日、5日、6日及び13日に本会議を開催し、決算審査特別委員会は9月9日、10日、11日、12日及び13日の予定であります。したがって日程は本日から13日まででありますが、13日は決算審査特別委員会の最

終日として、総括質疑及び採決を行う予定です。決算審査特別委員会閉会後に本会議を開き、決算審査特別委員会報告、平成30年度各種会計決算認定についての採決、その他議案を審査し、本定例会を閉会するものであります。

以上の議案審議でありますので、本定例会の会期は、本日から13日までの10日間とすべきと決定したものであります。

以上、議会運営委員会の結果報告といたします。

議長（細川運一君） お諮りをいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から9月13日までの10日間とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日より9月13日までの10日間と決定をいたしました。

ここで村長に、招集の挨拶並びに提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

〔村長 萩原達雄君 登壇〕

村長（萩原達雄君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和元年第3回大衡村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用の中にもかかわらずご出席を賜りました。誠にありがとうございます。

ここに招集の挨拶並びに提案理由のご説明をさせていただきます。

ことしの夏は梅雨明け以降、猛暑日が続き、日本各地で日中の気温が連日のように35度を超える、埼玉県熊谷市では観測史上最高の41.1度を2年連続で観測しております。この猛暑の影響により体調を崩される方も多く、7月と8月の2カ月間に熱中症の症状で救急搬送された方は5万人を超えるなど、異常気象の一言に尽きるものであります。

8月4日に開催いたしましたおおひら万葉まつりは好天にも恵まれまして、村内外から1万人を超える多くの来場者を迎えて、盛会裏に終了しております。今回は千昌夫ショーや金ヶ崎の三ヶ尻神楽、万葉踊りコンテストやキャラクターショーなど、大人から子供まで楽しめるように祭りが構成されており、今後も実行委員会においてあらゆる方面から検討を加えながら、より多くの方々に楽しんでいただけるような祭りを開催してまいりたいと、このように考えております。

猛暑続きでありましたけれども、間もなく収穫期となります稻作は、8月30日に東北農政局から作柄概況が発表されました。8月15日時点で宮城県全域において、同時期として

は3年連続のやや良になるという見通しとなっております。しかしながら、梅雨の期間の低温や梅雨明け以降の連日の猛暑、その後は一変して前線による降雨など安定しない天候により、品質の低下など農作物への影響が懸念されるところではありますが、これから天候が持ち直し、無事収穫の秋がみんなで喜んで迎えられることを切に望む次第であります。

先般、宮城県9.1総合防災訓練が開催されました。9月1日であります。大衡小学校などを会場に開催され、警察や消防、自衛隊や病院、村内からは消防団や婦人防火クラブ、各地区の自主防災組織、小中学校の全児童生徒など、約80の機関、団体から総計で1,500人が参加し、大規模な訓練が実施されております。倒壊家屋からの救出や土砂警戒、救護、炊き出しなど、広範にわたる訓練が行われており、これから台風のシーズンを迎えるわけではありますが、今回の全訓練を通じ、防災意識の高揚と自助の重要性を認識していただいたものと思っております。なお、議員の皆様方にも訓練参加、あるいは訓練の参観をしていただきましたことにこの場をお借り申し上げまして厚く御礼を申し上げる次第であります。

ことし75歳以上の敬老を迎える方は9月1日現在で883名であります。本村発展の礎を築かれました先輩の皆様に敬意を表し、村民の皆様とお祝い申し上げる敬老会は来る14日土曜日に開催いたしますので、議員各位のご出席についてもよろしくお願ひを申し上げます。

9月21日から30日までの10日間、県下一斉に秋の交通安全県民総ぐるみ運動が展開されます。運動期間中は主要交差点での街頭指導などを開催し、交通安全啓発活動を推進してまいりますので、議員各位におかれましても各種行事へのご協力を賜りますようにお願いを申し上げます。なお、本日で交通事故ゼロの日数が1,180日となりますので、この日数がさらに上積みされますように、そして悲惨な交通事故を大衡村から1件でも減らすことができますように、関係機関とそして皆様方と連携を図りながら交通安全運動を積極的に推進するものであります。

以上、概況を申し上げましたけれども、本定例会に提案いたしました案件は19件であります。

議案第35号は、大衡村心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正で、対象の拡大による字句の改正を行うものであります。

議案第36号は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正で、別表の

改正を行うものであります。

議案第37号は、花乃杜ゴルフ場内の村有地を引き続き減額貸し付けするものであります。

議案第38号は、村道の舗装、補修に関し、原因者と和解をするものであります。

議案第39号は、令和元年度一般会計予算に7,067万3,000円を追加するもので、歳入の主なものは地方特例交付金、県補助金、特別会計繰入金、繰越金及び村債の増額など、歳出は財産管理費、農業振興費、道路新設改良費、定住促進費、住宅管理費及びコミュニティ推進費の増額などであります。

議案第40号は、国民健康保険事業勘定特別会計予算に245万7,000円を追加するもので、歳入は繰越金の増額、歳出は諸支出金の増額などであります。

議案第41号は、下水道事業特別会計予算の補正で、歳入予算の組みかえを行うものであります。

議案第42号は、介護保険事業勘定特別会計予算に1,727万5,000円を追加するもので、歳入は支払基金交付金、繰越金の増額並びに基金繰入金の減額、歳出は基金積立金、諸支出金の増額などであります。

議案第43号は、戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正で歳入予算の組みかえを行うものであります。

議案第58号は、後期高齢者医療特別会計予算に207万9,000円を追加するもので、歳入は繰入金及び繰越金の増額、歳出は総務費、広域連合納付金及び諸支出金の増額などであります。

議案第44号は、後期高齢者医療特別会計予算に82万円を追加するもので、歳入は繰越金の増額、歳出は広域連合納付金及び諸支出金の増額などであります。

報告第3号は、財政健全化法に基づき健全化判断比率並びに資金不足比率を公表するものであります。

認定第1号から認定第8号までは、平成30年度各種会計決算の認定8件であります。

以上、議案10件、報告1件、認定8件、合わせて19件を提案いたします。なお、定例会最終日には、契約関係の議案を追加提案させていただきますので、あわせて原案どおりご可決を賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君）　日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、一括方式と一問一答方式の選択制として実施してまいります。

それでは通告順に発言を許します。

通告順1番、佐々木春樹君、登壇願います。

[6番 佐々木春樹君 登壇]

6番（佐々木春樹君）　通告に従いまして一般質問させていただきます。

件名は村の鳥獣被害対策実施隊との連携強化をと題して、通告しております。

現在、活動していただいている実施隊の方々の日々の苦労に本当に感謝しかないと思っております。テレビでは特に町場で熊が出た、イノシシが出たということで、かなりニュースになっておりますけれども、大衡ではまだまだそこまで騒がれない、まだ田舎なのかなと思いますけれども、それでも人の多いところ、住宅の密集地でも発見もされております。いつけが人が出てもおかしくないという状況であると認識しているところであります。そのために早急な対策は必要なんだろうなと感じているところです。

先般、塩尻市で研修を行ってきましたけれども、そちらではわなにセンサーがついておりまして、捕獲するとメールで情報が隊員のほうに行くということで、そういったものを導入できれば日々の見回りの軽減とか、そういったところにも役立つのではないかと思いますし、本村でとめさしができる方が5名しかいない。しかも先輩方、高齢になってきておりますので大変だという声も聞いております。後継者を育てていくことも早急な課題であると思い、質問をしております。

まず1件目です。実施隊の現状、どうなっているのかということで、人員、報酬、活動内容についてお伺いしております。

2件目は、農産物の被害状況、また熊、イノシシの出没状況、それに対する実施隊との連携の状況、その辺をお伺いしたい。

3番目に、実施隊からの要望、要請等に対して、どのように対応しているのか。

4番目として、後継者育成のためにどういった取り組みをしているのか。

最後に、報酬について検証、検討するというご発言もあったかと思いますけれども、どのように推移しているのか、なっているのか、伺うものであります。

よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君）　村長、登壇願います。

[村長 萩原達雄君 登壇]

村長（萩原達雄君） 佐々木春樹議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

村鳥獣被害対策実施隊との連携強化をどのようにとのご質問であります。についてお答えします。

大衡村鳥獣被害対策実施隊につきましては、平成28年10月に発足して以来、年々増加している有害鳥獣の駆除や被害防止活動に日夜ご尽力をいただいております。本当に感謝を申し上げる次第であります。

また、先日産業教育常任委員会において、長野県塩尻市の先進事例を視察されたとのことでありますが、そこではイノシシのわなにセンサーを取りつけ、捕獲をメールで通知するシステムということですが、随行した職員からもその情報はいただいておりますけれども、イノシシのわなにセンサーを取りつけ、捕獲をメールで通知するシステムということが、個体数が増加傾向にある我が本村にとっては実施隊員の見回り作業において一定程度の負担軽減につながるのではないかと思うところであります。随行した職員からもそんな復命を受けたところでもあります。これらシステムの環境整備や構築にどの程度の費用がかかるのか、また、それによる効果がどの程度見込まれるかを踏まえ、検討してまいりたいと、このように考えております。

まず1点目の実施隊の現状はどうなっているのかということのご質問でありますが、平成28年に発足した村鳥獣被害対策実施隊の現在の隊員は23名であります。村の非常勤特別職として報酬については年額で隊長が1万、副隊長が8,000円、年額。隊員が5,000円となっております。このほか大衡村鳥獣被害対策実施隊設置要綱において、予殺駆除や熊、イノシシの捕獲経費を定めておりまして、見回りやわなの設置、撤去、とめさし等の活動実績に応じて支給をされているところであります。

次に、2点目の農作物の被害状況、熊、イノシシの出没状況は、実施隊との連携状況はどうかということですが、村内では農地の掘り起こしや食害としてジャガイモ、サツマイモ、トウモロコシ、カボチャ等に被害が出ている状況であります。イノシシにつきましては、平成29年度には22頭を捕獲し、平成30年度には30頭を捕獲しております。一方、熊につきましては、平成29年度に26件、平成30年度に36件の目撃情報が寄せられております。実施隊との連携状況につきましては、イノシシの出没や捕獲の頻度が増加していることもあり、隊長を初め実施隊員の方々と緊密に連絡を取り合い、捕獲現場の立会い等を通じて連携を図っているところであります。

次に3点目の実施隊からの要望等に対してどのような対策をしているのかというご質問

ですが、実施隊から要望が寄せられた場合につきましては、可能な限り随時対応しているところであります。最近においてはイノシシのとめさし時の車両借り上げ料の支給についての要望が寄せられましたので、要綱を改正して車両代といいますか、それを支出するような要綱に改正もしております。今後も要望等につきましては、可能な限り真摯に対応してまいりたいと、このように考えております。

次に、4点目の後継者の育成のためにどのような取り組みをしているかというご質問であります。現在とめさしのできる隊員が5名という状況であり、村では平成28年度に制定した狩猟免許等取得更新費補助金交付要綱において、新規の狩猟免許取得に要する経費や狩猟免許の更新に要する経費、銃砲所持許可取得及び更新に要する経費についての助成を実施しております。広報おおひらや農業関係支援制度のお知らせを通じて周知、募集を行っているところであります。しかしながら隊員数の目標である30人には届いていない状況であり、なお一層後継者対策に取り組んでまいりたいと、このように考える次第であります。

次に、5点目の報酬についての検証、検討はどうか、どうなったかとのご質問であります。郡内においては同額となっております。郡内は同額。また県内でも被害が多い県南地域の報酬の状況を調査したところ、各町でそれぞれではありますが、中には年額報酬が比較的高い町もありますが、その分逆に活動実績の支給が少額に設定されているなど一長一短があるということです。日夜活動いただいている実施隊の皆様の活動の状況等を踏まえながら、さらに県内の支払い事例等を調査し、引き続き検討してまいりたいと、このように考えております。

以上、1答目とさせていただきます。よろしくお願いします。

議長（細川運一君）　ここで休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前10時59分　休憩

---

午前11時10分　再開

議長（細川運一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君）　まず答弁の中で見回りの設置、撤去、とめさし、活動実績に応じてというふうなお話もありましたけれども、その内容、詳細をお知らせください。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　お答えします。実績。どうもお待たせしました。まずもって先ほど申し上げました要綱の改正をした車両借り上げであります、とめさし時の。これが1,500円ですね、1台。それから運搬、そのとめさししたものをどこかに運んでいくというのに3,000円ですね。それから弾代、弾丸代ですね。これはとめさしの実施者に対してお支払いをするのですが、1,000円です。1人当たり1,000円。1人当たり1,000円って、とにかく1,000円なんですね。1体当たりだべ。動物1体。1体について1人1,000円。それから捕獲獣の処理、解体ですね。解体等についてはこれは1日というくくりでありますが、3,000円であります。捕獲頭数にかかわらず、限らず定額3,000円。例えば2頭とっても3,000円ですね。その解体に何人出たか、1人に対して3,000円です。それからとめさし、わなにかかったやつを楽にしてあげるやつは1,500円ですね。それはとめさしをした人です。ということです。わな設置と撤去、これが3,000円。1日3,000円、1日というか1人当たり3,000円。それで餌代とわなかけ直しの含んだ見回りが1,500円と、こういうふうになっております。これは令和元年度、ことしの8月1日から施行しておるところであります。

議長（細川運一君）　佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君）　済みません、聞き方が悪くて金額のほうは5問目に聞きますので、実質、実働ですね、どのぐらいのわなを設置していて、どれだけの回数の見回りをしてとめさしはどのぐらいという、その実施隊の活動実績のほうをまずお伺いしたい。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　私のもとにちょっと資料がないものですから。担当課長に逆に答えてもらったほうが楽なんですかね。でも私のほうからじやあ説明をいたします。まずもって平成二十何年度ですか。（「最近のでいい」の声あり）最近、最近ですか。これは28年度までしかないんだな。

見回り日数ですね、延べ日数は、ごめんなさい、28年度から30年度まであります。令和もありますけれどもまだ半分でありますから、あります。まずもってじやあ30年度は、延べ見回り日数が848日です。848日。令和元年は8月19日の現在でありますが、既に297日になっております。それから見回りの人員ですね、延べ人員。これが130名であります。ことしの令和元年度の8月19日現在では42名となっています。ということで、あとイノシシの捕獲頭数は30年度は30頭がありました。令和元年の8月19日現在は28頭になって

おります。もう既に去年と同数になっているのかなと思います。それから実施隊員数は23名で変わりません。実施隊の活動経費、これにつきましてはこれは大分変動がありますね。30年は231万3,500円。231万3,500円ね。そして今8月19日現在ではことしは113万2,000円ですね。113万2,000円となっております。電気柵の助成、これはいいのかな。いいのね。となっておりますので、よろしくご理解願います。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） それだけの活動していただいているということですね、なかなかわからぬかと思うんです。年間800日ということは、1日に2回とか多く出動して見ているんだろうなと。冒頭に塩尻の話もありましたけれども、やはりわなの見回りがもしセンサーを設置してメールなりで連絡いただければ、かなり軽減できると感じているんですけども、当局でも検討はするということでしたけれども、どの程度調査しているものなのかお伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 調査をどの程度していると言われましても、そのセンサーをつけるという発想が今回長野県の塩尻市というところに行って、視察に行って皆さんがあるいは随行した職員がそれを目から鱗ではございませんが、そういう方法もあるんだなということでお分見てきたんだろうと、見聞きしてきたんだろうと思います。大衡村でじゃあ、あるいは大衡村のみならず今こういった県南のほうから、あるいは大和町まで、そして大衡、色麻と行くわけですけれども、その自治体の中でこういう事例をやっているところがこれまでにはなかったように私は認識しております。こういった情報も本当に大事でありますので、こういったことも他町、いっそ他町他町とばかり言っているなと言われますけれども、そういう事例も参考にさせていただきながら、そしてまたまずもって費用対効果が重要になってきます。なのでどの程度の費用もかかるものか、といったことも考えながら検討してまいりたいと、まいる方法もあるのかなと思っております。以上です。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 2点目の農作物の被害状況等のところで、ジャガイモ、サツマイモ、トウモロコシ、カボチャに被害が出ているということですけれども、根ものについてはもう随分前から、もう大瓜のほうでは植えても意味がないからということで植えてなくなっているんじゃないのかなと認識しているんですけども、最近五反田地内に他町からジャガイモを植えていた方がおりまして、見事に一列なくなっていたんです。その方はまさかこ

ここまでイノシシ、熊が来ると思っていなかったかして、警察に通報して泥棒が来たということでお話ししていたようです。そのぐらい町場に出ています。そういう被害状況、多分認識しているかと思うんですけども、そういったところでいけば現状のその被害状況を担当課としてもいろいろ聞いてると思うんですけども、今現在果たしてどういう状態なのかおわかりでしたら少しお話しいただければなと思います。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　今現在の被害状況ですね、稻は当然今もうすぐ刈り取り時期になってきますので、把握は当然あろうかと思いますけども、共済組合の被害届情報の機関ありますよね。もうそろそろということあります。その際にはそういった被害の面積、確定もできるんだろうと思います。が畑作についてはどうなっているか、課長、課長にちょっと答弁させますので。

議長（細川運一君）　　産業振興課長。

産業振興課長（渡邊　愛君）　　お答えします。

被害の額とか件数ということでは特に集計というものは持っていないわけですが、議員ご指摘のとおりそれぞれ作物等に被害が出ている大変な状況であるということは何度もといいますか、皆さんからお話をその都度いただいているところでございます。

議長（細川運一君）　　佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君）　　そのそういった情報を一番持っているのも実施隊の方々だろうなと思っています。なのでそういった方々との連携というのは本当に大事なんだろうと。また塩尻で一緒に職員も行っているので、いろいろ聞いてると思いますけども、やはり状況を打破するのに地域の協力が不可欠であるということ、やはりみんなでやっていかないと、1人だけ電気柵しても隣に行くだけだということで、塩尻では電気柵とかしていないようです。イノシシは特に意味がないんだよということも言われておりましたので、やはり今どこどこ地区に多く出没し始めたよという情報があれば、そういったところに対策を打つとか、何らかの手立てをしていくことも必要だと考えるんですけども、特に最近五反田で熊なりイノシシなりよく見かけられるようになりますて、うちの地区は随分犬を連れて散歩する方とか、子供たちも歩いて登校している地区ですので、そこに出くわしたりとか、結構あるようなんです。そういったところでの対策、どのようにとっておられるのか、改めてお伺いします。

議長（細川運一君）　　産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） お答えします。

そういった注意喚起等につきましては、村長答弁もさせていただいたかと思うんですが、広報おおひらとか農業の各種制度のお知らせ、ご案内の中でイノシシの生態、これに加えて熊等の生態、習性とか行動について、またそれらに遭遇した場合、どのようにしたらよいかというのは一般的なものではございますけれども、注意喚起をさせていただいているところでございます。そういった注意喚起の部分では出没件数等もふえてきておりますし、児童生徒等の被害、出会い頭の場合にイノシシもかかるというようなお話を聞いて、事例もあるようでございますので、無線放送等も活用しながら今後さらに一層注意喚起等を進めてまいりたいと思っております。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 無線放送出ていただいてよろしかったんですが、無線放送ですね、通報します。通報して出ましたというころにはもういないんです、この連絡を受けて放送するまでの時間短縮というのは図れないものなんでしょうか。いかがですか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 今ご指摘のありましたとおり、各種通報によりまして担当課では現場の確認等もさせていただいているところでございますけれども、通報があった初期の段階で無線放送を依頼するというような形にしております。ですので出没の情報を寄せられた、出没した時間とその村のほうに通報が来た時間のタイムラグがあると思いますので、それらを勘案しますとかなりおくれる場合もあるかと思うんですが、通常30分以内といいますか、15分から30分ぐらいでタイムリーというと遅いかもしれませんけれども、そういった形で無線放送させていただいているところでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 実際その15分ぐらいで放送していることもあるのかなと思いますが、連絡して1時間、2時間たってから放送していただいてもねという声を聞くのが事実なんですね。なので確かに15分ぐらいで放送できる力があるのであれば、そこを徹底できるように見直しを図っていただきたい。いかがですか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 今ご指摘のありました点につきましては、先日常任委員会等でも出たとおり、平日、今の日中ですね、勤務日と土日の対応で、土日のほうが時間がかかるなり、相当な後に無線放送になるというような実態がございます。委員会のときにもお話

しさせていただきましたとおり、それらを関係課で無線放送担当であります企画財政課、あと防犯等の総務課等とも連携をして、ほかの災害と同様の取り扱いといいますか、場所、あと時間等必要なものを通知といいますか、連絡すればまず一義的に無線放送が鳴るというような形にさせていただきたいと思います。なおつけ加えて申し上げますけれども、通報者の方から直接来る場合は、そのタイムリーな回答もできるわけでございますけれども、各関係機関ですね、特に警察署等を経由して報告が来ますとその時点でもう2時間とか3時間、夕方ぐらいに来てお昼ごろにいたんですよというような通報になってしましますので、その部分はなかなか早期に、早くにお伝えするというのは難しいかと思いますけれども、その辺も警察等と話をする機会がありましたら、なるべく早く通報いただくようにお話を来てまいりたいと思います。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 次、3点目ですけれども、実施隊からの要望に対して対応しているとの答弁でした。最近ではとめさしのときの車両の借り上げの支給というところで改善されているようですけれども、ほかに実施隊の方々から上がっている要望、要請というのはあるんでしょうか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 今お話がありましたとおり私が直近で聞いているものにつきましてはとめさし時の車両の借り上げということになりますけれども、そのほかくくりわなの更新といいますか、多く買っていただくようにとか、そういう細かい要望のほうは担当のほうに寄せられておるかと思います。それら予算の範囲内ではありますけれども、即対応可能なものについては対応させていただいているということの回答でございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 活動するに当たっての要望については当然ご対応いただいているんだろうなど、予算の範囲内でですね。そうではなくて、実際やっている実施隊の方から、例えば私もそろそろ引退ですと。今後どうしますみたいな。また、こういうふうなことを改善してもらえば人もふえるなとか、わなの設置範囲をこういうふうにしていくにはこの地区の人たちの協力もほしいなとか、そういう要望、または話し合いというんですかね、そういうことをする機会というるのはあるんですか。ないんですか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 話し合いの機会ということにつきましては、全体で集まっていた

だいてという機会は現状では特に設けていないところでございます。産業振興課に隊長と隊員さん方おいでいただいたときのいろいろなお話を聞きしているという状況でございます。引退等についてのお話、それぞれ高齢化、お年を召されてきているということも把握しておりますけれども、我々としてもそのご質問にありましたとおり、後継者の育成といいますか、新規資格の取得者等をふやしていくという努力をしていかなければならぬところですけれども、なかなかそれにはつながっていないというところですから、例えば引退の申し出がありましても何とかもう少し頑張っていただけませんかというようなお願いをしているところでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） ぜひ隊員の方々とのその会合といいますか、一緒に意見を交換する場、当然その場に村長なりそういった方にも入っていただきて、意見を聞くというのが一番大事ではないかなと思いますので、そういったところに取り組みをしていただければと思います。

4点目になりますけれども、この後継者の育成の部分で、やはり後継者がいないと引退できないという状況、私もわかりますし、これが村内にとめさしできる方が1人もいなくなりましたといったときにはもうどこかにお願いしなければならないような状態にもなるんだろうなといったところで、その答弁書の中に銃の免許の取得なり更新なりいろいろ助成しているとご発言ありますけれども、そこの助成もどのぐらいの助成なのかというところ、大衡では他町と違ってこれだけ助成しているんですというところがあるのか、これも他町と変わりないのか、その辺お伺いします。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） お答えします。

まず概要、狩猟免許等の取得、更新費の補助についてでございますけれども、主な概要を申し上げますと、新規取得、狩猟免許の取得につきましては、それに伴う初心者の講習会7,000円、狩猟免許試験申請の手数料、免許ごとに5,200円、狩猟免許の保持者は3,900円ですけれども、あとは医師の診断書料3,240円等を助成をしている。鉄砲の所持許可取得につきましては、これも初心者講習会の6,800円、教習資格認定の申請手数料8,900円ということで、新規取得にかかるものについて、10分の10補助させていただいているところでございます。更新につきまして申し上げますと、狩猟免許更新につきましては、免許更新の手数料、免許の種類ごとに2,900円かかるわけですけれども、これにつ

いて、鉄砲所持の許可更新につきましては、経験者の講習会3,000円、新規技能講習会の1万2,300円という10分の10で補助しているものでございます。他町とのかかわり、比較ではございますが、具体的な数字は持っておりませんけれども、他町に比べても遜色ないといいますか、かなり手厚く、今後継者の問題もありましたので、手厚くさせていただいているところでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） その辺はもっと大きくというか、大きな顔して大衡は100%補助しているんですというふうにみんなが理解できるようだといいんだと思うんですね。やっぱりその資格を取って補助金が出ることは知っているけれども、じゃあ幾らかかって幾ら自分の出し前があるのかというところ、またその更新するときにその後は自分でまた費用がかかるのかなとか、先輩がおっしゃっていたんですけども、昔は狩猟したくて銃を持ったんだよと。でも今はそういう人がいなくて、やはり駆除隊のためにとめさしするために銃を持つということですので、今の村の10分の10、いわゆる100%補助しているんですというところは、もっと胸を張って広めていただきたいなという部分です。そういったところであれば、あとはその5点目に続くんですけども、報酬の部分ですよね。やっぱり他町と比較、黒川郡内一緒ですよというところも、やはり最初に取り決めするときに、郡内どうなんだというのは当然お調べになって、まずそこからスタートしましょうとなると思います。でも議員報酬にしたって区長の報酬にしたって、全部一緒ではない。特に区長、分館長なんかは他町よりも大衡のほうがよろしいのではないかなということも思っています。それはやはりなかなかなり手もないですし、そういったご苦労していただいているというところでの評価がそういったものにつながっているんだろうというところであれば、今本当に苦労なさってやっていたいいる方に対してのその報酬についてもう1回ご審議いただければと。その活動費については結構出しているんですよというところでいけば、やはり全体で話し合いがあった際に村の報酬として年間隊長で1万円だけれども費用的には年間このぐらいの報酬としてお上げしているんですよというものが、それが他町、または仙南地区で結構多くもらっていますよというところと遜色ないんだというところ、そういったところの理解、そしてその理解をしている方々が実施隊だと思うんです。その実施隊の方が大衡は結構いいんだよというふうに言わなければ後継者は育たないのでないかなと。このぐらいの報酬でやる人がいるかなと、やっている人が思うと次に続く人もいないんだろうなと。やはりお金ではないのかもしれないんですけども、そこを充実させて

いかないとやはりなり手はいなくなるのではないかなと思います。その辺以下がお考えですか。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　全く議員のご意見、もっともあると思います。この実施隊に入隊、入隊というんですかね。していただぐ人たち、そしてさらにはそういった協力をしていただく、先ほど地域ぐるみでもうやらなければならないんだというようなお話もありました。確かにそのとおりだと私は思っています。これは県内どこぞろえ、どこぞろえというんじゃないんですけども、我々もやっていることは県内、先ほども申し上げました南のほう、丸森とかあっちのほうからずっと来ているわけですけれども、だんだんと北上しているわけあります。

昔は明治時代後半にはイノシシが東北にいたということですね。その後イギリスからヨークシャーという白豚ですね、白豚をここに輸入して養豚が始まった。日本で。その養豚が始まった時点で、時点といいますか、それから何年経過したかわかりませんが、豚コレラが蔓延したんだそうですね。その豚コレラが当時防疫体制が余りよろしくなくて、それが野生のイノシシに、今でも石川県とか富山県で野生のイノシシが豚コレラになつていると。ということで、一時東北六県からイノシシがいなくなつたんだそうです。前はいたんだそうです。いなくていいなと思っていた矢先にああいう原発の影響もあったんでしようけれども、だんだんだんだんと温暖化も激しくなって、またイノシシが上ってきたというような、こんなふうに大ざっぱに言えばですよ。この流れ、明治あるいは江戸末期からの流れを言うとそういうふうになっているようあります。これも私は人に聞いた話ですから、そういったことを聞いております。

今、この話、これをいうんじゃないんです。これは豚コレラでもその辺にいればそんなことはまずいいのかなとは思う、それはでもタブーであります。そんなことを言っちゃだめです。でありますので、やっぱり私は人を人的配置、これはやっぱり変えて、考えていかなければならぬなとは思っています。例えですよ、例えですか。これ大衡でやるんだとやなんて言われても困ります。例えばの話、役場職員、役場職員おられますよね。年配の方から若い人からいますけれども、その方々に狩猟免許を公費で取得させて、させてと言うのもおかしいですけれども、希望者ですよ。そしてもちろん道具も公費でちゃんと備えて、そしてやらざるを得ないのかなと思います。そして定年になったときに、例え今再任用制度もありますから、そのまま再任用の職にしていただいて、そういった方法

もあるのかなということを今言っているだけで、これをやりますということを言っているわけではありません。そういうことをしない限りは、そういうことでもしない限りは、何ぼ報酬アップしたって何したって、それは年額報酬として生活できる報酬ではございませんので、ですからそれはそのぐらいの報酬を払わなければ、例えば議員報酬ぐらいの報酬なり、あるいはそういったことを払わない限り、ちょっと無理なのかなと思います。以上です。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 狩猟免許を取って実施隊に入って生活できるなんていうのはあり得ない話だと思います。（「日常の仕事としてや」の声あり）

議長（細川運一君） 質問中です。

6番（佐々木春樹君） 報酬が高ければいいというものでもないでしょうけれども、やはり今現状の実施隊の方々がこのぐらいいただければ、これだけ頼りにされていればというところの額ってあるのではないかと思うんです。そういったところに近づけていくことで、ある程度後継者も出るのではないかなど。先ほど村長が言っていましたけれども、なかなか役場職員が免許取って銃を撃つというのは難しいようなことも聞いていますので、退職なされた方なりそういった方に要請していくというのは手なのかなとは思いますし、そういった中で隊に入っていただくというところをお声がけいただく努力もしなければならないのかなと思いますが、根本的に現状、実際やっていただいている方がどのように感じていて、村としてどこまで対応できるかというところをもっとオープンにして、少しでも興味を持つていただいて、じゃあお前やれよというふうに思うと思います。私も少しは気持ちがないわけではなかったんですが、家の近くで車にはねられたイノシシのとめさしをしに来たんですね。ちょっと撃つところを見られなくて、そんな小心者には銃を持つ資格がないだろうなというところで断念しているんですけども、やはり相当なご苦労だと思うんです。特に狩猟したいんだという気持ちでやっているのではなくて、駆除のためにということであれば、そのご苦労に対してもう少し村でお考えになるべきではないかなということでの質問でしたので、ぜひ隊員の皆さんとお話を少しでも改善できるようしていただきたいという質問で終わります。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） ですから先ほども申し上げましたとおり、今までに議員のなり手もないないと。報酬が安い。まして猟銃を持ってとめさしをしなければならない職務に大衡で、私は

現実を申し上げているんです。何も理想とかそんなものじゃありません。現実的にそういう人が、幾らじやあ報酬上げたら必ず集まるのかなと。そういう問題ではないと思います、私は。やはり。ですからその辺は、だから私がさっき言ったのは究極的な私のこれは腹案ですけれども、職員は職務として、役場の職員として日常的な業務はもちろんするんです、もちろんしているんですよ。あるいはだから例えば有害鳥獣駆除課とかね。対策課とかね。その職員になって、それで普通の仕事はしてもらって、ちゃんと。そして事あるときにはんということ。というまずね。ですから、それも職員は嫌ですよ、それは当然。嫌ですよ。昔はもう確か危険何とかかんとか手当とか、そういったものももちろん加算しなければなりませんしね。ですからいろいろなやり方があるんだろうと思いますが、ただ年額報酬あるいは日当報酬を上げたからって、私やりますという人が劇的にふえるとは私は考えられない。例えば月報酬、今は年報酬1万円だもんな。隊長に対してね。ですけれども、1万円のところをでは10万20万にするかと。そうすると区長報酬に近づけるかというふうになったとしても、果たしてどうなのかなと。でもやってみないことにはわからないね。それはね。話をしないことにはわかりませんので、その実施隊の皆さんと意見交換等々、これも議員提案のとおりやっていかなければならぬと、このように思っていますのでよろしくお願ひします。

議長（細川運一君）　通告順2番、小川克也君、登壇願います。

〔1番 小川克也君 登壇〕

1番（小川克也君）　皆さん、改めましてこんにちは。

初めての一般質問、大変緊張しております。皆さんよろしくお願ひいたします。

通告に従い、私は高校生通学費支援等について一括質問をいたします。

私は大衡村に生まれて42年、恵まれた環境の中、これまで保育園、幼稚園、小中学校の各先生方にとても熱心にご指導をいただきました。また、小学校時代の放課後、児童館職員の方々にご指導いただき野球をしたこと、今でも鮮明に覚えております。地域の皆様方には温かい目で見守られ、毎日登下校時に声をかけられ、励まし、育てていただきました。しかし、高校生になると大衡村出身と知られるのが正直とても恥ずかしく感じ、田舎者と思われるすることが嫌でした。

やがて時がたちある高校での体育祭の光景です。自分のニックネームをプリントしたおそろいのTシャツを着てクラス対抗で競い合う体育祭ですが、大衡村出身の子は村の娘○○と書いていたほど、地元愛に強い生徒がいました。当時羞恥心でいっぱいだった私とは

全く異なり、大衡村の高校生は自分の住んでいる村を体育祭でアピールをしておりました。

また数年前のことになりますが、大衡村在住のある高校生がこのようなことを言っておりました。私が病院に行ったとき、母は診療費の支払いをしないので不思議に思っていた。私が住んでいる大衡村は18歳まで医療費が無料、今でこそ近隣の市町村、全国各地でこのような制度を実施しているが、実施している自治体は多々あるが、村が無料化を実施した当初はとても思い切った施策だと村内外でも話題になり、すごいなと思っていた。また、給食を無料で食べている子供がいる。それは兄弟姉妹で4番目以降の子供である。大衡村では兄弟姉妹の上からそれぞれ10、40、80、100%を引いて給食を食べることができた。

このように大衡村は子育て世代のお財布に優しい村だ。医療費、給食費が例として挙げられているが、人々が豊かな生活を送ることができるのも先代の方々が子育て支援についてさまざまな対策を考えてくれたおかげだよねと話しておりました。今では他の自治体で行っていない子育て支援が充実している村、宮城に1つしかない村として知らない人はいないと思います。子育て家庭の負担軽減や健やかな成長を願い出産、育児の支援を目的として力を入れている大衡村在住の妊婦さんを対象に、タクシー乗車、紙おむつ、粉ミルク購入に使用できる子育て支援券の配布も行われております。さらに子育て世代の経済的支援及び定住促進を目的として出産祝い金、並びに入学祝い金、また将来を託す子供たちが健やかに成長してほしいという願いと経済的な面で安心していつでも診療が受けられるようという目的で、先ほど高校生の話もありました万葉すぐすく子育てサポート、4月からは給食無料化が始まり、県内で実施しているのが七ヶ宿町、大郷町であり、大衡村は3番目に実施しております。

話は少し変わりますが、現在の大衡中学校生徒たちについてお聞きいただきたいと思います。6月に行われました富谷黒川地区中体連では、日ごろの練習の成果を十二分に発揮した結果、バレーボール男女、柔道個人戦が優勝、卓球女子もベスト8に入り県大会に出場、野球、バスケット、剣道女子団体が3位に入賞し、大健闘いたしました。そのほかにも吹奏楽部や美術部も各部を初め保護者、教職員の皆様、村民の方々が応援に駆けつけ、大衡中学校が一つになり、大いに盛り上がりを見せた大会でした。なお男子バレーボール、柔道個人戦はさらに東北大会に出場、男子バレーボールは1回戦で惜敗しましたが、仲間を信じ最後まで全力で戦い抜きました。柔道個人戦は東北大会3位入賞、その後全国大会出場し、惜しくも1回戦で敗れましたが、宮城を代表し大衡村の名を全国に知らしめました。その裏には多くの方々の支えがありました。

部活の時間についてですが、平日は2時間、土日は3時間以内として週2日以上の休日を設け、限られた時間の中、子供たちを思いご指導いただいている教職員、外部指導員の方々、また村からは多くのご支援をいただき、このような好成績が残せたのではないかと思っております。もちろん成績ではなく、部活動のよいところは挨拶、顧問の先生や指導者、先輩に対する敬語、試合や発表会会場でのマナーなど、普段経験することができない礼儀を学べる機会がたくさんあり、これは社会に出ても必ず役に立つものです。

子供たちを育成するには、大人への成長していく過程で大切な活動の一つです。大衡村の未来を担う人材を育てること、子供は宝を基本に教職員、行政、地域の皆様が同じ方向を向いており、村全体で子供たちを応援していることが今回の大会で改めて感じました。生徒たちはそういった思いを感じとりながら、さまざまな行事を通じて頑張っております。

そしてこれまで地域の皆様に見守られ、励ましていただきながら、村内でたくましく成長してきた子供たちは、自信に満ちあふれ、中学校生活最後の年、将来について考え始めます。進学するための高等学校は村内にはありませんので、村外へ通学することになります。そのとき初めて家族を交えて通うことができる高校について考えます。もちろん村外へ通学するということは、大半が家族の協力や交通費が必要になりますので、子供が希望する高校へ入学するために、家族一人一人のスケジュールの見直しも行うことになります。例えばですが、下の子の習い事は祖父に送迎をお願いし、夕飯の買い物は祖母に、残業がない日は夫婦どちらかで調整し、部活が終わる夜、高校生を迎えて行きます。できるだけ交通費の負担が少しでも軽減するよう、家族おののマイカーを駆使し、頑張る高校生を家族総出でサポートしていくのです。我が家は高校生のために、それぞれの時間を割いて協力していくのですが、家族全体が徐々に疲れていきます。このような状態になれば当の高校生が家族を思い、自分の選択は正しかったのかと不安に思ってしまいます。家族は少しでもガソリン代や交通費の負担がなければ気持ちに余裕ができるのにと考えます。家族みんなで気持ちよく高校生を応援できるよう、村として高校生通学費支援をすべきだと思います。村長の考えを伺います。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） ここで休憩いたします。

再開を1時といたします。

午後 0時01分 休憩

---

午後 1時00分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

村長、登壇願います。

〔村長 萩原達雄君 登壇〕

村長（萩原達雄君） 小川克也議員の一般質問にお答えをいたします。

高校生の通学費支援等についてのご質問であります、お答えをいたしたいと思います。

これは昨年の9月の第3回定例会で石川 敏議員からも同様の質問がございました。そして答弁をさせていただきましたが、以前から高校生に対する支援の要望があり、これまで定例会の教育委員会で何度か話題としておりましたが、教育長から高校生を持つ保護者に対しても何らかの支援が必要ではないかという話が出ていたとの報告を受けておりました。しかしながら通学費の支援につきましては、通学する学校も多様化しております、公共交通機関を使わずに通学している生徒もたくさんおられますので、一部の生徒への支援に限られてしまうという懸念もあることから、何かしらできないものかと検討を重ねた結果、高校生以外に小中学校にご兄弟のおられるご家庭も多いことから、給食費の減免制度とあわせて保護者に対して平等に負担軽減を図れる形として4月より小中学校の給食費の無償化を実施しているところであります。このことにより本来給食費として支払うべき金額を高校入学に備え、計画的に活用していただければ、間接的ではありますけれども、将来に向けての支援につながるのではないかなど、こんなふうにも考えております。なお、今後さらに何かしら有効な支援ができるないか、他の施策も踏まえながら検討してまいりたいと、このように考えております。以上であります。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1番（小川克也君） ありがとうございます。大衡村の中学生はほぼ全員が高校生に進学しております。隣の町、大和町にあります黒川高等学校に進学する生徒が一番多く、次いで仙台、古川、利府、多賀城方面に進学しています。どの高校を受験するかということに関してはさまざまです。大学進学するための学力をさらに身につけたい、自分の将来に結びつく学科がある、幼少期から継続しているスポーツでさらに高みを目指すなど、さまざまな夢を持って最終決定するのではないかと思います。しかし、大衡村の中学生はそういった点ではなく、まずはどのように通うか、一番最初に考えなければなりません。

景気回復が報道されていても、家計には全く実感がありません。収入が伸びず、支出は切り詰めても限度があります。そんな生活の中で教育費が重い負担となっており、高校生の子を持つ家庭は授業料のほかにもさまざまな校納金があり、教育費が家計を圧迫してい

るのが現状です。そこに交通費の負担が追い打ちをかけます。ある保護者は、授業料の何倍ものバス代を家計から出すのは大変高額と頭を悩ませており、ある保護者も交通費が高額なので二人の子供は泉区にある高校まで毎日自転車通学をしていますと話しておりました。仙台行きの高速バスが大衡村役場前から運行されておりますが、その1カ月の交通費が2万8,200円、3カ月で8万2,500円、6カ月で16万5,000円もかかります。ちなみにある私立高校では、1カ月の授業料が2万5,000円、教育充実費が1万1,000円、これにバス代2万8,200円をプラスされると、計6万4,200円もかかります。そのほか部活動での諸経費もプラスされます。富谷黒川郡内の市や町村におきましては、住民バスが重宝されております。この住民バスで高校への通学も利用できるような路線があり、通学時間に合わせて運行されております。しかしながら大衡村の万葉バスは通学用として利用できるような運行状況ではありません。自転車で通える学校、親が送迎可能な学校、スクールバスが出ている私立高校に通うなど、当初思い描いていたものや将来につながるための選択方法ではなく、通学しやすい進学先を第一に選択しているのが現状ではないでしょうか。

皆さんもご存じだと思いますが、大和町では平成28年4月1日から公共交通の利用促進と子育て支援の充実を図るため、大和町高等学校等通学応援事業を実施しております。大和町の未来を担う子供の健やかな成長を見守り、子育て、家計における経済的負担の軽減と安心して子育てができる環境まちづくりを目指し、行っているそうです。公共交通機関などの通学定期券を購入して、県内の高等学校などに通学する生徒の保護者に対して、通学定期券の購入金額のうち1カ月当たり1万円を超える額の半額相当額、月上限1万円を応援する補助事業を実施しております。

補助例でございますが、1カ月大衡から先代高速バス代が2万8,200円の定期券を購入した場合、これは大和町と金額は同じになります。2万8,200円から控除額1万円、1カ月分を引いて1万8,200円、この半分が助成金額となります。その金額が9,100円となります。平成30年度になりますが、大和町では高校生通学者が761名、地元の高校へ進学し自転車通学等が220名、何らかの交通手段を利用しているのが451名、支援を受けているのが90名、総額助成金が595万円。財源は一般財源とお聞きしております。

大和住民に聞いたところ、仙台方面の私立か地元の高校に進学するか、2つの選択肢があったが、通学応援事業があるので迷いなく仙台方面の高校を選んだ。また、毎朝の送迎がなく仕事にも集中できて下の子のPTA活動にも積極的に参加できるとお話をしておりました。私もPTA活動に参加する機会が多くありますが、やはり夜のPTA会合は特に

兄弟姉妹が多いと子供の送迎があるので参加できませんという方もたくさんおられます。なお、高校生通学費支援につきましては、昨年石川 敏議員も一般質問をしております。その中で、村長はこのように答弁されておりました。

高等学校は義務教育ではございません。例えば一生懸命自転車をこいで大衡村から黒川高等学校に通っている人がいます。片一方は仙台市の学校に行くんだと。仙台市の学校に行くから補助をしてくれ。自転車を一生懸命こいで黒川高等学校に行く人は何ら補助もない。そういうことが私は不公平感があると言っておりました。大衡村としては一律そういった補助はいかがなものか、それが全員に平等に恩恵が被られるような施策を具体性を持って検討していきたいと思う。そういう施策を平等に恩恵が被られるように模索しているということになりますので、ご理解をいただけないか。この根底にはやはり平等性というのがあります。

もう1つ例に挙げれば、飛躍した考えになるかもしれません。私は東京の〇〇高校に行きたい。そういう人が新幹線で私行きますから新幹線代、村で補助してくださいと言われて補助しますか。それと同じようなことだとその辺は平等性を考えた場合にやっぱり無理なのかなというふうに私は思った次第であります。村長は公平、平等と何度も何度も前回の石川 敏議員の一般質問で繰り返し答弁されておりました。高校生は確かに義務教育ではございませんが、教育費が一番かかり保護者の金銭的、身体的な課題が山積みなのは村長も深いご理解をしていただいているはずです。私も村長の公平、平等に対する思いはしっかりと受けとめています。また、小学校入学祝い金、中学校入学祝い金、小中の子を持つ親からは入学準備金の一部として大変助かっていると聞いております。また、高校生通学費支援のほかに1つ提案がございます。公平、平等に行き渡る支援をお考えの村長です。子育て家庭における経済的な負担の軽減、そして夢と希望に満ちあふれている子供たちが社会に羽ばたいてほしいと強く願いを込めて中学校卒業祝い金の支援を提案いたします。一律の金額で支援することで公平性が保たれます。近くに通う者は自転車の購入費や修繕費に充てることができます。遠方に通う者は一時金ですが、送迎用自家用車のガソリン代等や定期代に充てることができます。大衡村の全ての高校生を応援しましょう。村長、どうでしょうか。

- 1、交通費負担を軽減する上で村として高校生通学費支援について再度伺う。
- 2、入学準備金としても活用できる中学校卒業祝い金支援について考えはあるか。
- 3、1回目の答弁でありました今後さらに何かしら有効な支援ができないか、他の施策

を踏まえながら検討すると考えがありました。

3点、村長に伺います。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君）　ただいま卒業祝い金という具体的な中学校卒業生へのご支援のご提案がございましたけれども、通学支援に対するご質問というふうに村長部局では受けとめているのではないかと思いますけれども、通告書の題に支援等についてという文面もありますし、議員質問に当たって担当課にその具体的な提言についてお話をされた経緯もあるということ、また、村長の答弁で今後さらに何かしら有効な支援ができないかという答弁もございますので、村長に答弁を求めたいと思ってございますけれども、今後具体的に通告なさるようお願い申し上げます。村長。

村長（萩原達雄君）　お答えをいたしたいと思います。

まずもって第1間に答えたとおりでありますけれども、議員おっしゃるように進学生、要するに高校に入学する方が、自分の進路、当初描いていたのと違うようなお話もあったようですが、当初描いたのであればずっと描いて、もっと前から描いていたはずでありますから、将来仙台に学校に行きたいとか、あるいは東京の高校に行きたいとか、いろいろ描いているんだろうと思います。したがいまして、先ほどは議員も私の3月の、去年の3月でしたね、ことしだっけか。石川議員に対する答弁でもお話を申し上げましたとおり、高校は今現在のところ義務教育ではもちろんございません。義務教育みたいなものですけれどもね。実質ね。であります。したがいまして、中学生が自分の行きたい高校を、あるいは親も絡んででしようけれども、選択するのはこれは大変別に誰にもとめることはもちろんできないと思います。しかしながらそういう選択をするということは、急に3月になって選択するわけではありませんので、結局それまでにそうなった場合にどのような負担、どのような条件等々、通学の手段にしても、あるいは学費の面、あるいはいろいろな面ですね、そういうものをちゃんと把握、あるいは研究しての当然その選択だと私は認識をするところであります。

でありますから当然極端な話をすれば新幹線で本当に東京に行って1時間半で行きますから、ここからだと2時間か、約ね。ですからそれでも通勤している人も、2時間通勤なんていいうのは東京近辺では新幹線じゃなくて在来線で。2時間通勤なんていいうのは前に当たり前だと言われているくらいですから、そのぐらいで行く、極論すればの話です。そういった場合に新幹線代もじやあ出すんですかと。こういったことを私、前回言いました。それはでも言ってだめなんですか。そうでしょう、物理的に可能なんですから。不可能で

はありません。ですからそう申し上げました。そうした場合にも助成をじゃあしなければいけませんかと。それではちょっとだんだんとこれ、話がね。

今最後に議員がお話をされていました中学卒業祝い金、これは確かにそれは卒業する人ですから、みんなね。あるいは卒業したからって進学しなくたっていい人にも卒業ですから祝い金は平等に渡ります、これはね。ですからこれは考える余地はあるかもしれません。しかしながら祝い金というのは一時金でありますから、3年間にわたって通学に使えるような額には到底ちょっと無理ではないのかなと。額としてはですよ。例えば卒業祝い金5万円にしてもね。一時金ですから、いや、50万円出せというならそれはまた違ってくる話になって。これね、額の問題もあります。

なぜそういうことを私が言うかというと、何か1つやると次は何をやってくれでしょう。次はなにをやってくれ。次はと。要するに入学祝い金をしたんだったら卒業祝い金くれやと。こういう話になってくるのかなと。私はだから本当、そういうのは際限がないと申し上げたいと思います。はっきり言って。じゃあ近隣の高校に通っている方、県内、さっき東京と言ったのはちょっと、だから極論すればという意味で言っているわけですから。一覧表でいただいている、私も。黒川高校が60名ですね。富谷高校13名。泉松陵13名。10名以上のところはですよ。あと東北生活文化大高校が18名ですね。それから大崎中央高校が11名ということで、10名を超えるところはこの1、2、3、4、5校ですね。5校です。あとは一番その次に10名に近いところは東北高校が8名ですね。それから加美農業には6名です。あとは5名とか2名、1名、3名ですね。加美農業の場合は6名といつても1年は寮ですからね。寮ですので、そういったことで181名の方が何らかの高等学校に通学されているということですので、本当に学区がなくなつてからなおさら今いろいろな選択肢がふえておりますし、さらに学校の学科再編というんですか、あと男女共学高校、そういうものもふえておりまして、本当に取捨選択する、いろいろ自分で選択するのも大変本当にバラエティに富んで悩ましいんだろうなと、こんなふうに思っております。のでそれを月1万円仮に補助をするとなると181万円かかるんですよね。181人いるから。バスで通っている人も通っていない人もですよ。平等ですから。そういうふうになりますね。バスで通っている人にだけ払う、助成する。じゃあ一生懸命汗流して自転車こいで行っている人はどうなんだろうと。やっぱり前回もそういう話をしました、確かに。なのでちょっと難しいのかなと私は思います。でもそれは私個人の、個人といいますか私だけの意見でありますから、教育委員会なりあるいは識者の方々といろいろお話をさせていただいて、

いや、村長、そうじゃないと。もう少しこういった手もあるんだというようなことを教育委員会なりと議論して、ディスカッションしてやっていきたいと思います。基本はやはり何と言っても公平、公正であります。その辺を私は重んじてまいりたいと思います。ですからその意味では中学校の卒業祝いとかそういうものについてはそれはある程度は考えられる話ではあります。ただそういうことを何回も何回もやっていると、ばらまきというご指摘もいただくというわけではないですけれども、そういうことが私としては心配されるなと思っております。以上です。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1番（小川克也君） ありがとうございます。高校生に対しては別の支援策を具体性を持って検討していくと考えているとの前回の石川 敏議員の一般質問での答弁でしたが、その答えが本年度から実施しております給食費無料化のことですので、理解はいたしました。給食も子供たちが毎日楽しみにしており、私の娘でございますが、毎日献立表を見てそれを楽しみで学校へ行っています。引き続きおいしく安心安全な給食をつくっていただきたいと思っております。

しかし、子育てにおいて経済的に負担が大きいのは高校生の時期であることを皆さんご理解をいただいているはずです。高校生の子を持つ保護者の中には、朝早くから朝食と弁当を作り、高校へ送った後仕事に行き、暗くなるとまた子供の学校へ迎えに行きます。家に着くとすぐさま食べ盛りの子供たちへ夕食を手早くつくり、夜遅くに値下げしている食料品を買いに行く。そういうスケジュール。十分な睡眠時間の確保ができず、会社の昼休みに仮眠をとるようにしているという方もいます。1日のスケジュールが送迎中心になるため、自分の時間を確保することが難しくなり、この状態が永久に続くのではないかと錯覚すら覚えるそうです。大衡村は兄弟姉妹が多い家庭が多く存在します。その背景には第1子がお腹にいるころから健やかに育ってほしいという願いが込められた村からの支援を十分に受けることができたので、両親は安心して第2子、第3子を産み育てる自信が出てくるからと私は考えます。休日は家族みんなでクリエイトパークで楽しみ、兄弟姉妹みんなでくわしく育っていくのですが、やがて第1子が中学3年生になるころ、教育費が意外とかかるかもしれないと気づき始めるのです。下の兄弟姉妹のことを考えると、第1子が希望する高校へ通わせることができるだろうかと親歴15年目にして初めて金銭面での子育てに対する不安が出てきます。村の充実した子育て支援があったからこそ、今まで安心して子育てができたのに、高校生はもう知らないよと急に見放されたような気さえしてくる

のです。私は子育て支援は高校卒業まで充実したものであってほしいと考えます。高校を卒業するまで安心して子育てができる村であってほしい、県内のどの高校を選択しても交通費の負担が少なく通学できる大衡村。それが実現できて初めて子育て支援日本一の村と言えるのではないでしようか。先ほど提案いたしました公平、平等に行き渡る支援として中学校卒業祝い金、高校生通学費支援を今後どちらかを早急に検討すべきであり、避けては通れない問題だと思います。保護者の方の負担の軽減を図り、高校卒業まで充実した支援でもって応援していきましょう。

先ほど2問目の問題で、今後さらに何かしら有効な支援ができるないか他の施策を踏まえながら検討するとの村長の一番最初の答弁でしたが、その答えは何か、再度伺い、最後ですでの、さらに前向きな村長の考えを伺います。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　先ほども申し上げましたとおり、大衡村、本当に子育てからお母さんのお腹の中にいるときから手厚い子育て支援、出産に際しても、あるいは小中の入学支援なり、それから給食費無償にことしから踏み切りました。そういう意味で子育て支援についてはおおむね順風満帆で来ているのかなと私は思っていたところがありました。

がしかし議員おっしゃるとおり18歳までが子育て支援だと言われると、なるほどそういう考え方もなきにしもあらずだなとは思います。がしかし一方、高齢者なりあるいは働き盛りの40、50ぐらいの世代の方々からは、いや、子育て支援はいいんだけれども、我々の年代には何も支援がないと。老人の高齢者支援ね、老人の方のタクシー券支給とかそういうものはいいんだけれども、我々には働き盛りの人間には何もないんだと。せめて水道代でも安くしてくれませんかと、やっぱりこういう話もされる人もいました。なるほどそう来たかと私も思いますね。いや、確かにね。

それで先ほど申し上げましたように、これは直接的に補助ではないんですけども、まずもって高校の授業料無償化、これは公立でも私立でも同じように無償化になっていますね。授業料ですよ。授業料ね。授業料は。それあとそれから高校はね。そして村としてはことしから中学生、小学生の給食費の無償化に踏み切りました。その無償化というのは給食費の無償化。これ3年間、6年間足すと何ぼぐらいになりますかね。10万以上かな。以上になるな。もっとなるね。無償化ですから、そういうものを、そうなったらなってでそれはみんな使っちゃうんじゃなくて、やっぱり定期的に計画性を持って何かしら教育に振り向けるような、家庭内でやっていただければいいのになとは思います。あるいは入

学祝い金にしても、そういうふうに思います。本当に子育て、今親になって15年目で初めてその高校に入るとお金がかかるということが実感として出てきたというようなお話ではなくて、親になった瞬間からぜひそういった人生あるいは子供の教育の設計をぜひ立てていただければ、教育委員会あるいは学校も非常に楽ではないのかなと。楽に対処できるのではないか。今教育委員会、学校もいろいろ対処、なかなか重要な時期に、あるいは場面に来ているやにも伺ってはいますけれども、そういったこともやはりあるのではないかと思います。教育の関係の質問でありますから、私からはこのぐらいにして、教育委員会のほうに答弁させますがよろしいですか。というわけであります。私の答弁は以上であります。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） それでは教育委員会の立場でもお話しさせていただきます。

小川議員のほうからいろいろ今お話を伺いまして、恐らく村長の、私もそうですけれども、小川議員の質問には子供たちの成長への熱い気持ちについては変わらず今語ったのではないかかなと思っております。私も子供たちが立派に育って、しっかりとした大人になつていただけるよう、支援していかなければならぬ立場だなということも改めて自覚したところです。

教育委員会としては、ではどのような観点から支援ができるだろうかと考えますと、まず大きく分けて2つだと思っております。

1つは教育的な立場からの支援であり、もう1つは経済的な立場からの支援ではないかなと思っています。子育てを充実させるためには、確かにお金は必要だなと私も思います。そしてまた議員がお話しされたように子供は村の宝である、それも確かだなと思います。そして高校へこんな高校に行きたい、あんな高校に行きたいという子供たちの強い思いもあるし、行かせたいという親の気持ちもわかります。しかしながら親は多分村長も話されたようにいつも応援していますけれども、進学は計画的に考えていかなければならぬということは、やはり中学3年生になってから進路のことを考えるのではなくて、親はその前から高校に行ったらこれだけお金がかかる、私立だったらこうなるということは、やっぱり思っていかなければならぬ部分だなと思いますし、そのことについては学校のほうで十分指導しているなども思っています。家庭というのは生きるためにみんなで同じ苦労をしていくのだろうと私は思っています。したがって何でも全て村が補助をしていくことで、本当にありがたみというのはあるのだろうかという疑問も出ないわけではありません。

そしてまた次々と全て無料になっていって、そのありがたみというのが本当にいつまでも続くのだろうかという心配さえもするところです。かといって全く考えないわけではありませんが、村長が話したように、今後教育的な立場、そして経済的な立場から平等性も考えながら、さらにどの辺を支援していったらいいのかというものを検討してまいりたいと思います。以上であります。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） それから1つお話を忘れてしました。どうしても経済的に大変な部分ができた場合には、今現在奨学金を活用するというところもありますので、ひとつ家族の話し合いの中で検討してもらいたいなと思うところです。ありがとうございました。

議長（細川運一君） 通告順3番、石川 敏君、登壇願います。

[3番 石川 敏君 登壇]

3番（石川 敏君） 石川 敏であります。私は今回の一般質問、午前中佐々木春樹議員の質問もありましたけれども、イノシシ対策について質問をしてまいります。

内容につきましては、なるだけ重複しないような形で進めていきたいと思っています。本村におけるイノシシの出没につきましては、10年ほど前から大瓜地区において初めて見受けられるようになったのが最初であります。初めは村内のごく一部分だけにしか出ていませんでしたが、その後に年々区域が拡大していまして、現在はほぼ村内全域に広がっているのが現状であります。

村におきましてもそのイノシシの被害による対策といたしまして、3年ほど前でしょうかね。有害鳥獣の被害対策実施隊などを編成し、いろいろな対策をとっています。侵入防止柵あるいはわなの設置、あと農家に対する電気柵の設置の助成、さまざまな対策をとっております。それによりましてイノシシの捕獲頭数、これも年々ふえているのが現状であります。一定の効果が出ているという、そのように考えるものであります。しかしながらイノシシの被害、これは村内全域に拡大しております、さまざまな方面に被害が広がっております。まずもう春一番、春先、山のタケノコの被害から始まります。その後畑の被害、あるいは水田への被害、農作物から水田の畦畔、農地にまで広く及んでいる現状であります。そのような現状を見た場合、現在のような対策ではイノシシによる被害、これを防ぐには限度があるのではないかと思われます。現在とっているいろいろな対策、その効果はどうなのか、そういった部分をきちんと検証して、もっと効果の上がるような抜本的な取り組みを考えていかないとイノシシの被害を食いとめるということはなかなか困難

ではないのかなと考えるものであります。

そこで主に次の取り組み方について伺います。

まず1点目としましては、現在イノシシ対策の体制として村では駆除対策協議会、それを設置しております、有害鳥獣の被害対策実施隊、あるいは猟友会の方々を主としました駆除活動を行っておりますけれども、やはりこの方々だけでは限界があるのではないかと思います。もっと農家の皆さんはもちろんですけれども、地域、地区の皆さん、幅広く、あるいは関係する機関、団体、そういった連携をとって体制づくりをやって、地域ぐるみとして一体的に取り組んでいかないと難しいのではないでしょか。そういう取り組み方が必要ではないでしょうか。

次、2点目としましては、現在柵あるいはわなを設置していますけれども、もっとイノシシの行動、あるいは生態、そういったこと、イノシシに関する正しい知識、そういったことをもっときちんと習得して、内容を理解した上でいろいろな対策をとる必要があるのではないかと、そのように考えます。今現在は防止柵も大分長い距離していますけれども、果たしてどこからどこまでイノシシが出ているのか、その辺の実態をもっと把握して、出ている行動範囲をある程度把握した上でいろいろな対策をとる必要があるのではないかと思います。

それから3番目、今現在大瓜上、大瓜下ではワイヤーメッシュ柵をつけております。そしてイノシシが出てくるような場所にはくくりわな、これは村内全域にいろいろな箇所に設置しております。このわなの見回りであります。現在、実施隊の皆さんに定期的に見回りをしていただいている。これも先ほどの午前中の質疑では、年間相当の回数、日数になっております。協力いただいている方々の負担もかなり大きいのではないかと思います。あとこのワイヤーメッシュ柵、設置した場所、侵入を防ぐということで、山林と農地との境界線、道路沿線、そういったところに設置しています。これも設置して終わりではありません。周辺の草刈り作業、そういったことが必要になってまいります。大分草なんかが伸びて、もう柵が隠れているような地区も大分見受けられます。やはりこういった草刈り作業、あるいは除草作業、これも農家の方々にとっては設置後の大きな労力負担も出てまいります。どのような方法で管理したらよいか、そういうことももっと考える必要があるのではないかと思います。

それから次、4番目ですが、捕獲したイノシシの処理の方法であります。現在は捕獲したイノシシの処理につきましては、実施隊、あるいは猟友会の方々に全面的に委ねており

まして、村ではかかわっていないような状況のようであります。捕獲する頭数が年々ふえている現状を見た場合、果たして今のような処理の仕方でいいのかなと、そういう思いもいたします。やはり捕獲したイノシシの処理につきましては、村も責任を持って対応することが必要ではないのかなと、そのように考えます。いろいろイノシシの対策に係る取り組みにつきまして、何点か質問いたしましたけれども、今のような取り組み方だけではなくて、もっと抜本的な対策をとっていかないと、現状のままではその被害をとめるということは大変難しいことではないかと思います。お互いに関係する方々でいろいろ知恵を絞って村として今後どのような方針で取り組んでいったらいいか、その考え方を問うものであります。以上であります。

議長（細川運一君）　　村長、登壇願います。

[村長　萩原達雄君　登壇]

村長（萩原達雄君）　　石川　敏議員の一般質問にお答えをいたしたいと思います。

イノシシ対策の抜本的な取り組みをということであります。イノシシの状況につきましては、平成23年度に被害の情報が寄せられたのが最初であり、それ以降平成26年度に初めて1頭を捕獲してから、捕獲がふえてきました。26年度ですから、26、27、28、29、30、ことしで6年目ですよね。27年度には5頭、28年度には23頭と飛躍的にふえました。29年度は22頭で28年と同じぐらいですかね。1頭少ないぐらい。そして30年度には何と30頭を捕獲しております。このように年々増加の一途をたどっておりますが、その被害も広く村内全域に拡大しつつある状況にあります。村といたしましても現在23名の村鳥獣被害対策実施隊の皆様方の活動により、わなの設置や見回り、捕獲等を実施していただいており、心から感謝を申し上げる次第であります。

しかし、残念ながら個体数の増加に捕獲、駆除が追いついていかないのが現状であります。抜本的かつ効果的な対策もなく、頭を痛めているところであります。引き続き実施隊の皆様のご協力をいただきたく、それからともに各地区においてイノシシの格好の隠れ場や餌場となる耕作放棄地や、農地に隣接する山林の適正な管理など、イノシシが生息しにくい環境にするため、地道な努力を根気強く重ねていくほかはないのかなと、こんなふうにも思っているところであります。

質問の1点目の村獣友会、地区関係機関の組織体制による連携した取り組みについてのご質問でありますが、関係団体との組織といたしましては、午前中の佐々木春樹議員の際にもお答え申し上げました。関係団体の組織としては、村、そして獣友会の大衡分会、そ

れから村鳥獣被害対策実施隊、JA、森林組合、農業共済組合、そして館内自然保護員の7者で大衡村農作物有害鳥獣駆除対策協議会を設置しております。そして関係機関が連携して、イノシシ対策を初めカラス、カルガモ等の予殺、駆除などを実施しているところであります。なお、昨年度のワイヤーメッシュ柵の購入につきましても、この協議会が実施主体となり行つたものであります。今後もこの協議会を有害鳥獣対策の中心として、このほか地区の代表者である行政区長を初め、関係者や各種団体等の連携を通じて、村を挙げて対策に取り組んでまいります。

次に、2点目のイノシシ対策の正しい知識の習得、普及、啓発ということですが、担当課としては参考図書の購入などを通じて知識の習得を行っているほか、村民の皆様への啓発につきましては、広報おおひらや大衡村農業関係支援制度のお知らせを通じてイノシシの習性や生態についてお知らせするとともに、遭遇した場合の注意喚起などもしているところであります。

次に、3点目の侵入防止柵、わなの点検や保守管理方法についてのご質問ですが、これも午前中佐々木春樹議員にもお答えいたしました。わなの点検や保守管理の方法については、本当に会員の皆様にご協力を願っているわけでありまして、基本的には設置していただいている地区において、保守管理をお願いしているところであります。また、わなについても実施隊の皆様方に設置や見回り、捕獲時に点検、確認等をしていただいているところであります。

4点目の捕獲した鳥獣の処理方法ですが、イノシシについては一部捕獲後、解体し、自己責任において自分で食べてしまう、自家消費するということもあるよう聞いておりますが、ご承知のとおり東日本大震災により発生した原発事故の影響による放射能汚染により規制されておりまして、解除の見込みも示されておらず、販売、ジビエとしての活用等も現時点では難しい状況であります。環境管理センターへ搬入し、焼却処分をしているところであります。その際にはワンブロックといいますか、10キロ以内に切断して運んでいかないとだめだということを伺っているところであります。

以上、第1答目といたします。よろしくお願いします。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を2時5分といたします。

午後 1時53分 休憩

午後 2時05分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

石川 敏君。

3番（石川 敏君） 1回目の答弁をいただきましたけれども、大体内容を見ますと、何か現状の状況はお話しになっていただきましたが、これからどうする、どう対応していくという部分が余り触れていなかったのではないかなど感じました。それで細かい点ですね、この質問を続けていきたいと思います。

まず最初の取り組みの体制の関係ですが、組織の連携、そういった部分でありますけれども、先ほどの答弁では大衡村の農作物有害鳥獣駆除対策協議会、それを組織して獣友会なり実施隊なり、JA、森林組合、そういった関係団体で協議会を設置して対策に当たっているというような答弁だったんですけども、この協議会で具体的にどのような打ち合わせとか会議とか活動とかしているものか、そういった部分、触れていませんけれども、具体的にはどういったような対応、取り組み方をしているものか、まず伺います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 具体的にどのようなお話をしているかということでありますけれども、まずもって被害といいますか、これまでの被害の状況、そしてそのイノシシの行動の習性やらあるいはことし分としてワイヤーメッシュがどの程度大衡に来るのかとか、そしてそれをさらに地区住民の方々のご協力によって、設置していくというような打ち合わせですね。そういったことなどもやっておりますし、さらには獣友会の会長ももちろんメンバーでありますから、いろいろ獣友会のメンバーの皆さんのが高齢になったりあるいはさっぱりその後ふえてこないというような状況、そういったことも切実にお伺いをしているところでありますし、そういったことで村としてもこれまで議員ご案内のとおりの施策をやってきたわけですけれども、これからどうしようかなということで確かに方策を見いだせないという状況になっているところであります。ちなみに議員もその実施隊等々に関与されているとは思いますけれども、メッシュ柵とかそういったものの設置とかやられて本当にご苦労さまでございます。どうか地区住民の方々の士気も高揚、鼓舞、お願いを申し上げますし、ぜひ今後も何かいい方法があったらご連絡といいますか、教えていただければなと今のところ思っているところであります。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） この駆除対策協議会、村、それから獣友会、あと対策実施隊、そのほかJ

A、森林組合、共済組合、あと自然保護員、これらの方々も入ってというような話ですけれども、JAなり森林組合、共済組合、どういった立場の方々が臨んでいるものか、あるいは加わっているのか、具体的に会議とか1年間で何回やったとか、そういうことはどうなんでしょうか。ちょっと細かいですけれども、具体的な内容をお聞かせ願いたいと思います。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　詳しくは担当のほうから申し上げさせますけれども、どういう立場の人が来ているかと、団体で。例えば農協であれば組合長なり、あるいはそういった関係の方々、（「代表」の声あり）代表です、代表。ただ代表といつても、代表ですね、やっぱりね。代表です。

議長（細川運一君）　産業振興課長。

産業振興課長（渡邊　愛君）　詳細について私のほうからご説明をさせていただきます。

総会、会員という中身になりますは、今村長お話ししたとおり、それぞれ読み上げますと、会員としては、まず大衡村長、あとは当時ですけれどもあさひな農業協同組合の代表理事組合長、森林組合の代表理事組合長、共済組合の地区担当理事、管内の自然保護員、大衡村鳥獣被害対策実施隊長、猟友会大衡分会代表者という方たちが会員ということになっておりますが、当然総会でこの方々にお集まりをいただくところですけれども、その下部としまして監事會、監事といたしまして私、村の産業振興課長、あとはあさひな農業協同組合の営農企画課長、黒川森林組合の総務課長、この3名が監事として総会に先立ちまして監事會ということでお集まりをいただいているところでございます。

議長（細川運一君）　石川　敏君。

3番（石川　敏君）　基本的な取り組み方、あるいは共通的な認識、理解していただくためにはやっぱり代表者の方々でのそういう理解を得るということは大切なことだと思いますけれども、実際にその駆除に当たる地区あるいは現場のほうの活動から見れば、果たしてそういった代表の方々は会議は必要かもしれませんけれども、やっぱり現実的には駆除そのものの現場に当たっている方々というのは実施隊の方々のみではないかなと思うんですよね。通常は、ほとんど。あるいは地区の方々、それにプラス農家の方とか、だけであって、やっぱりそういう現場においての体制、協力する体制からやっぱり関係する機関、そういった団体の方々も一緒にになって対応できるような体制も必要ではないのかなと思うんですよね。課長の立場でなくてもいいでしょうから、それぞれ農協なら農協、共済については、

森林組合とかですね、の方についてもやっぱり現場でわなをつける場所とか、あるいは捕獲した後の処理処分もありますかどうか、そういう直接その場所に対応する、対応でき得るような人の体制も考えていく必要があるのではないかとおもいます。どうしても地元の方々に実際面ではお任せする部分は多いんでしょうけれども、周りからもやっぱりそれに協力、参加できるような体制を常につくっていくということが必要なではないでしょうかね。後で出ますけれども、柵なりわなの見回り、それも同様だと思います。特定の人だけに負担がかかっているような現状ではなくて、もう少しそういう体制を全般的に考える必要があるような気がするんですけれども、どうでしょうか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） お答えします。

この協議会につきましては、年間の計画なり予算の確保等もございまして、それぞれの団体の長に理解をしていただかなければならぬというところもありまして、協議会そのものとしては必要とは考えております。ただ、今議員ご指摘のとおり、実際の活動についてということではありますと、当然話題としても個別具体的なお話というのがなかなかこの方々では難しいのかな。ただ監事會のほうでも若干そういう話は出していただいているところですけれども、本日一番最初に佐々木春樹議員のときにお答えさせていただいたとおり、実際に携わっていただきます実施隊の方々、個別、それぞれご意見等、状況等を報告していただいているところですけれども、実施隊の総会とか、あとまたはそういう集まっていただく機会等を設けることも考えながら、現場の声を十分に把握した上で協議会でもそういった取り組みに反映させていくというような形にさせていただければなと考えております。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） やはり村が中心になってそういう実際に活動する、実働する組織体制づくりを中心になってやっぱり組織して、それに地区、地元の方々が中心になるんでしょうねけれども、それにプラスしてそれ以外の団体の方も協力もらうような体制づくりをぜひ考えていくただければと思うんです。これだけですと時間がたちますので、次に入りたいと思います。

次、2点目のイノシシの正しい知識、習得、これなんですかとも、現状では何というかそういう知識をきちんとしたイノシシの生態あるいは行動の仕方、そういうことを学ぶ機会というか、研修する機会というのがあるんですかね。何か何もないような感じが

するんですけれども。どうですか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 研修の機会、学ぶ機会ということですけれども、村民の皆様方という部分におきましては、当然今そういう機会は個別には設けていない状況でございます。我々担当課といたしまして、県なり関係機関が主催しているそういう対策の研修会等に参加させていただいていると、そういう段階にとどまっているところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） やはりこれも具体的に地区の方々、農家の方々にイノシシというのはどういう行動をするんだか、あるいはこの被害の実態、正確なそういう知識を皆さんに知ってもらうということは必要だと思うんですよね。その上でいろいろな柵とかわなとかの対応をしないと、効果も薄いと思うんですよ。ですから答弁では資料、広報での周知とかいろいろ述べていますけれども、それだけではなくて、実際に専門家という方々がいるんですよね。そういう方のお話を聞いて、ちゃんとした知識を学んでもらうと。その上でどのように柵を回したらいいか、電気柵も同じです。そういうことを理解した上でしないと、効果というのは薄いと思うんですよね。ぜひこういうことも考えていただきたいと思うんですよ。知らない今までつけてている分というのはなきにしもあらずでないのかなと思うんですよね。隣の色麻町では昨年やっています、こういうこと。研修会。ですのでやっぱりこういったことをもうちょっと情報を広く把握して、机上だけでなく実態として動いてほしいなと思うんですよね。どうでしょうか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 今お話ありましたとおり、お隣の色麻町におきましては、ちょっと正式な名称はわかりませんけれども、有害鳥獣の対策のアドバイザーというような形だと思うんですが、民間業者のほうにアドバイスをいただいているということを聞いております。今お話ありましたけれども、予算的なものも当然ありますけれども、当然私どもも含めて、職員も含めて地域の方々、広く正しい知識等を持っていただくような機会をぜひ今後設けてまいりたいと思っております。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 電気柵、効果的だと言われますけれども、電気柵もやっぱり設置するに当たってある程度の基準じゃないですけれども、あるようです。電線の設置する間隔、高さ、何センチ以内じゃないうまくイノシシが感知しないと。イノシシ、毛ですか、皮の部分。

あれは電気を感じないそうです。あそこの体の部分でも。やはり感ずるのは鼻というか肌、肌が直接電線に触れないと電気は感知しない。ですからそういったことも正しくわからぬいと、電気柵つけるに当たっても必要なんですね。だから電気柵は外側に向かってつけないとだめだそうです。守る側じゃなくて。支柱をいたずらされないように、電線あるいは外周を外側に向けてやると。肌に触れるように。そういうこともわからないとしているんですね。ですのでやっぱりちゃんとした知識を習得してもらうということは絶対的に必要だと思いますので、そういう専門の方々を招いて、勉強会も考えていただければと思うんですね。村全体でもいいし、あるいは地区ごとでもいいですし、多くの方々そういったことを勉強した上でやるということは必要だと思いますので、ぜひこれは今からでもできますので、今年度でもね。計画していただければと思いますが、どうでしょうか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　お答えいたします。

そうですね、この学習会も本当に言われてみれば、イノシシの習性、そういった行動の習性やらどの程度危険なものかとか、そういったものもよく私どもわかってはおりません。ただ農地を荒らすとかぐらいの知識でありまして、人に対して例えば遭遇した場合、どのような危険が及ぶのかといったようなことをやっぱり確かに小中学生も含めた、大人も住民も含めた知識の共有が必要になってくる、そんな時代になったというふうにも思っております。

生涯学習の一環として、教育委員会といいますか、公民館ともそういったことの勉強などをする学習ですから教育委員会でもいいんです。そういったことをしてみるのもいいんじゃないかなと、こんなふうに思っております。

ということでそれはそれとしていいんですけども、やっぱりこの有害鳥獣、特に熊はさておいてもこのイノシシですね、本当に大変です。それはもちろん午前中の佐々木議員も石川議員も同じこの気持ちで今質問に立っているんだろうと思います。そういった意味で私どももただぼうっとしていたのでは誰だかに怒られますので、やっぱりそういったことを本当に的確に対処してまいらなければならぬと思いますけれども、先ほども言ったように議員も言っていましたよね。抜本的な取り組み、これがどうなんだと言われても、議員自身もどうなんですかと聞かれた場合も多分どうなんでしょうねと言うんじゃないかなと。私もそうです。どうなんでしょうね。どうしたらいいんでしょうと。本当にそう思います。これはやっぱり村、小さな自治体だけでなく、県、国も含めた広域的な取り

組みが必要な段階に来ているのではないのかなと、こういうふうに思っております。

この鳥獣被害対策は災害対応と同じだなと思うわけでありまして、自分の農地は自分で守る、これは自助であります。電気柵とか農地の保全ですね、そういったことで自助。そしてみんなの農地はみんなで守る、これが共助。ワイヤーメッシュ柵やら共同作業ですね、地区の共同作業。そして3つ目として村の農地は行政と住民と一体となって守るというのが公助であります。先ほども議員から質問あったように、対策、計画、あるいは実施隊の出動の計画等々を練ったり、そういうことをしなければならないなと思っているところであります。

このワイヤーメッシュ柵、そして共同作業、これもいろいろ聞くと地区内でも共同作業なりワイヤーメッシュの設置作業にも本当に精力的に協力していただけるところもあるやにも聞いていますが、中にはおっくうな人も、こんなことを言うと失礼ですけれども、おられるというようなお話を聞いております。がしかしみんなの農地はみんなで守る、おらいさ農地ないから嫌だっちゃというのではちょっとうまくないんですが、そういうことでみんなで守るようにしていただきたい。そしてやはり村でも用意しました。ウッドチッパー。ウッドチッパーやらあとリモコンの草刈り機ですか、ああいうのを用意しましたので、動物と人間の居住区をわかるように、わかるようにといいますか、おかしいですね。その整備ですか、管理ですかね。そういうものをちゃんともう少し見つめ直す必要もあるのかなと。昔は本当にヨシ刈りだなんてずっと上のほうまで農家の人も刈っていました。自分の屋敷の裏山もちゃんときれいだったんですが、近年やっぱり高齢化等々で今余り境がわからなくなつたというような状況もありますので、そういうところにも気をつけていただければなど、こんなふうにも思っております。以上です。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 今いろいろお答えをいただきましたけれども、やはり一部の人だけでなくて、みんなで対応するような体制、考え、やっぱりそういうことを農家だけでなくて住民の方々も含めて、日常の生活でも危害があるという恐れもありますので、農地とか農家だけでなくて、そういうことで一般住民の方々にもやはり現況を知っていただいて、対応していく、呼びかけていくということは必要だと思いますので、そういう観点から考えていただければと、今後も思います。

次に入りたいと思いますけれども、施設の点検、現在のところはワイヤーメッシュ、大瓜上、大瓜下、2地区しか設置していません。全体で約20キロぐらいですかね、延長にし

て。そのぐらいのワイヤーメッシュ柵を県のほうから提供いただいているわけですが、けれども、もう2年3年になっていますけれども、やっぱりその維持管理が今大変な状況でもございます。当然設置した方々で草刈り等しているんですけども、大分草も覆い被さっているところも多くあります。場所が場所だけに山との境、そういったところにつけている場所が多いんですよね。ですから設置した後こういう状況もあるということは当然皆さん理解はしているものの、いざその時期になってくると、いや、どうしたらいかんべなやというのが実態なんですね。ですので地元でつけた自分たちでつけたのは自分たちで管理するのは当然のことなんですけれども、やっぱりそれはつける場所にも、後の管理も考えた上で設置することも必要だと思うんですよね。従来設置した当初は、ずっとつなげてつけたんですよね。切れ目なく、大体が。出ている場所だか何だかまで確認しないがままに。だからそういう部分もちょっと反省点としてあるんじゃないのかなと思いまするんですけども、やっぱり草を刈ったり何だりした、あるいはイノシシが飛び越えて傷んでいるところがあります。その補修も必要な場所もありますので、それをどうするかというのをやっぱり地元の方々と村を交えて、その対策もいろいろ考えていく必要があるなと思いますよね。どうでしょうかね、何か考えていることはありますか。どうでしょう、村長。

議長（細川運一君） ご指名でございますので、村長。

村長（萩原達雄君） 本当に、ですからやっぱり先ほど議員がおっしゃったこと、本当にいいことだと思います。みんなで学習しましょう。イノシシの生態。というのはやはり10キロなら10キロずっとやっていますけれども、イノシシの習性なり性格がわかれば、無駄などもあるんですね、多分ですよ、私はまだわかりませんけれども。ですから習性なども、あるいは特性ね、そういうものも勉強すれば無駄なところにもつけていることもないということも確かに一理も二理もあると思うんです。ですから本当にそういうこと、そしてやっぱり住民の皆さんだけではなくて、本当に住民と言っても農家の皆さんや地区的役員の皆さんだけではなくて、農家でない人とかも含めて一般の人も含めて、あるいはそれこそボランティアとかそういう人たちの受け入れをしながらやっていければ設置作業も何とかいいのかなと思いますけれども、なかなか1キロ10万円だっけか、1キロ10万円の助成金を出していますけれども、だからといってそれでいいというわけではございませんので、何とかかんとか、松原については王城寺原の網があるものですから、松原地区についてはそこはなしということに今のところしていますけれども、あとやはり今西西と

いって目が西のほうにばかり行っていますけれども、やっぱり東のほうにも出ていると。そして大変なことになりそうだよというお話も聞いておりますので、そういったことも含めながら、今後どのようなこのイノシシの出没形態がなってくるのか、本当に予測しながらこの対策に万全を期してまいりたいと、万全と言っても何かいい方策があるのかと、石川議員に今質問されているんですけども、ありません。のでどうか皆さんのお知恵をお借りしたいと思います。以上です。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） なかなか答えがないのはわかります、私も理解します。ただ現実的には相当のイノシシが出ていますので、やっぱりこのままにはしておけないというのは皆さんそういう認識ではおるんですけど、今とっている対策、果たしてこれでいいのか、やっぱりそういうことを点検して直す部分は直して、別な方法がないのかどうか、そういったことを考えていく必要があると思うんですよね。ぜひそういったことを検証する機会をつくりてほしいなと思うんですよね。やっぱり区長会議でもいいでしょう。そういう区長さんたち中心にてもいいから、それに実施隊の方々とか獣友会の方々、そういった方も交えてそれぞれの地区地域でどういう対応をしていったらいいのか、具体的にみんなで考える機会をつくっていただければなと思いますね。一朝一夕には解決しない問題ですけれども、やっぱり1つずつそういう取組みをしていってもらえばなと思います。

わなの点検に入りたいと思いますけれども、今年度、平成30年度で30頭、ことしは既に28頭ですかね、もう多分倍ぐらいになっているんですよね。ですのでわなも二百何十カ所、それ以上に設置しているんですけど、それも見回り、点検、2、3日おきぐらいにその係っている状況を確認する必要があるんですけども、これも実施隊の方々、1つ1つ自分の持ち分を確認しているんですけども、これも果たしてこういう方法でわなの設置の場所もふえていった場合、それで対応できるだろうか。人数が約20人程度ですか、20人弱の人数で。1人が20カ所30カ所の分担があるようですがれども、それだけやっている方じゃないと思いますのでね、ほかの別な仕事もありますので、これもどういう方法でいいか、視察に行った塩尻市はセンサーで感知するというのも一つの方法かもしれませんけれども、即活用できるかどうかわからないですので、いろいろな方法を考えていく必要があると思うんですね。わなについても。答えは難しいでしょうけれども、どうでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 詳しくは担当に答弁させますけれども、まずもって先ほど抜本的な取り組

みはないと私断言しましたけれども、訂正します。ないとは言い切れません。あるかもしれません。ただ今のところないということあります。実はわなをかける、わなをかけることがないようにすればいいわけですから。ですからもしかしたら超音波発信とか、熊やらイノシシが嫌がる超音波発信機やらそういったものが考えられないかという、どこか何かでそういうものがちょっとあったような気がしたんですが、そういったことになればまた別な意味でそういった器具も買わなければならぬということで、出費のほうもいろいろ出てくるんだろうと思いますが、ただそれが本当に有用かどうかということについてはまだ確たる確証がちょっとつかめておりませんので、さらに研究成果を注視しながら、もしそういうことができればいいなと思っております。以上です。あと補完させます。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 補完になるかはちょっとあれなんですけれども、点検等の箇所ですね、わなをかける箇所が多くなれば当然見回り、点検箇所、さらには点検の回数等も多くなっていくわけでございまして、ご指摘ありましたとおりなかなか手が回らなくなつていくのではないかというふうに危惧しているところではございます。ですから委員会で視察をしていただいたということで、塩尻市の例を聞いておりますが、1つの策としましてそういった見回りの負担がいくらかでも軽減する、そういう効果、費用的な面もありますけれども、注目しているところでございます。一層検討等も進めたいと思っております。

さらにつけ加えて申し上げれば、先ほど村長が申し上げましたとおり、今も申し上げたとおり、イノシシが嫌うようなもの、嫌うような状況にこの地域を置くということも一つの手ではございますので、自助、共助、公助というお話もさせていただきましたけれども、そういったご指摘のとおり勉強会なども含めまして、簡単に言えば農家でなくとも一般家庭でも食べ物、生ごみ等を外に置かないとか、地道な努力、草刈り等も頻繁にするとかイノシシが嫌うような地域づくりというか、そういったものもそういった勉強会等も含めて開催しながら何とか少しずつでも減らしていきたい。大和町のほうから来たからそこに境にフェンスをすればいいかというと、そうでもないですし、じゃあうちのほうが今度色々のほうに行ったり、大郷のほうにも大松沢のほうから入ってきているよという話も聞いておりますので、その辺も含めて、県南のほうでは、国、県等も含めて対策も入っているように聞いております。新聞等にも出ておりますので、この地域においてもいざれ今年度、来年度中にでもそんな話になってくるのかなと思っておりますので、村で努力する部分もございますし、皆様方にご努力いただくところもありますけれども、県、国等とも連携を

しながら何とか被害の少ない地域づくりを目指していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） それでは次に捕獲した後の処理について移りたいと思います。

最初の答弁では村のほうでは実際にその処分処理についてはタッチしていないということで地元にお任せしているということで、焼却のほうに行っています。一部解体もしているようありますけれども、基本的には最終的には環境管理センターのほうへ運搬して焼却処分とやっているようあります。私も環境管理センターのほう、確認をさせていただきました。どの程度持ち込まれているものか。かなり多いようあります。現状を聞きますと、大和町と大衡村から来ている、入っているんですというような話でした。大和町のほうが多いのかなと思いましたら、大衡村のほうが頭数は多いようです。実態としては。今年度で今現在で大衡村で31頭。大和のほうは12頭という話でした。捕獲している頭数は絶対的に大和町はもっとも多いと思います。どういう処理しているかわかりませんけれども、管理センターのほうに持ち込まれるのがこのぐらいの頭数だという話でした。大和のほうは役場のほうからあらかじめ今から今から行きますというような連絡があるそうです。ところが大衡は何もなくて、その運んでくる人が直接持ってくるんですというような話だったんですよね。トラックで。やっぱりあらかじめ連絡をもらえば、対応の仕方もあるんですがという話を聞きました。やっぱりああなるほどねと、その辺もやっぱり地元任せじゃなくて、一緒に行かなくてもいいですから、役場側からも連絡があってもしかるべきではないのかなという思いもあったんですが、どうですかね、やっぱり。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） いや、全くけしからんです、それはね。本当に。そうです、そのとおりだと思います。やはり大和町は連絡している。大衡が連絡していないというものではなくて、大和町だから、大衡だからというのではなくて、やっぱり今こういうようなものを持って行きますよというのは、これは当たり前、何でしていなかつたんだ。わかりませんけれどもね。していなかつたということであれば、大変申しわけなく思っております。今後はやはりできる範囲で、もちろん不可抗力の場合もありますから、それはそれとしても、ぜひお知らせをするように、連絡をするようにしたいと思っております。それから大和町のほうが持ち込み頭数が少ないとるのは、全部食べているわけでもないんだろうと思いますが、やはり地元で埋設処分しているのかな。だと思います、埋設処分。そういうこともあ

りますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） なおこの焼却の仕方、やっぱり管理センターでも大変なようです。解体して運び込まれるのもありますが、何もしないでそのまま持ってくるのもあるそうです。ごろっと。1頭まま。そうするとなかなか焼却時間もかかる、改めてまたバーナーでしっかりと焼却しないと難しいんですという話もありました。一般ごみと一緒に焼却するわけですが、そういう部分もやっぱり燃えやすいような運び方をするようにきちんとした指導といいますか、ことも必要ではないのかなと思いますよね。平均すると50キロぐらいあるそうです、体重。と人間とやや同じぐらいですよね。ほぼ。それをすっかり焼却するのものかなり時間もかかるだろうし、炉もそれでどうなんだか、影響がないんだかどうかわかりませんけれども、そういう処理の仕方についてもやっぱりきちんと目を配って対応すべきではないのかなと思いますよね。大衡のほうも解体するのとそのまま持ち込むのと、両方あるようです、話を聞きましたら。切断して搬入と言いましたけれども、実態としてはそういうばかりではないようですので、やっぱり実態をきちんと把握して対応すべきではないかなと思いますけれども、もう1回お願ひします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 本当にそういうことであります。議員おっしゃるとおりであります。先ほど頭数ね、だから大衡が多いんだと。頭数って持ち込まれる頭数ですね。大衡の人は余り食べないんでしょうし、埋めるところもないと。大和町では多分埋設しているんだね。どこかに。実際確かめたわけではないですけれども。全部食べているわけではないと思います。大和町は300頭、年間。300頭ぐらいだそうですよ、年間。うちのほうは30頭ですからね。そういうことであります。よろしくお願ひします。あと10キロというのは、やっぱりさっき言ったように、10キロぐらいに分けてもらうといいんですけど。こいつ100キロぐらいのごろっと持ってこられても困るということでした。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） そういうような対応をいろいろこれから考えていくいただきたいと思います。それからもう1つ、私イノシシが出ている現状というのは、王城寺原演習場がありますが、そちらからの出入りもかなり多いのではないかと思います。演習場はフェンス回っていますけれども、跡を見ると出入りした跡がいっぱいあります。ですので、演習場内はどうにも手はつけられませんけれども、やっぱり自衛隊にも実態をどこまで把握してい

るかどうかはわかりませんけれども、防衛当局のほうにもきちんとお話しになっていただいて、フェンス回っている場所ね、相当荒れています、今。自衛隊のほうも全然刈り払いしていません。ですからもう行ったり来たり往来は自由です、イノシシも。やっぱりそういう緩衝地帯をきちんととつてもらって、出入りしないような対策も自衛隊にも協力をもらう必要があるのではないかと思うんですね、村としても。そういう要請をすべきだと思います。どうでしょうか。

議長（細川運一君）　　村長の答弁を求める前に、産業振興課長、ご発言求めておられますので、産業振興課長。

産業振興課長（渡邊　愛君）　　済みません、僭越ながら今の件、ちょっと知っておりますのでお答えさせていただきたいと思います。

今ご指摘のありました王城寺原演習場に関連するところでございますけれども、関係町村集まって協議等も3回4回、今後も予定されておりますが、一番被害が大きい色麻町を中心に、大衡、大和、集まりまして、また県の担当課、振興事務所、集まりまして協議をしているところでございます。その協議の中で当然自衛隊の話が出てまいりまして、大和駐屯地、業務隊管理課、演習場管理班の方、また東北防衛局、あと方面総監ですかね、等々集まつていただきまして現状等協議しているところでございます。要請といたしましては、かなりフェンスも傷んできておりまして、そこから逆に場内のイノシシが流出しているという現状も見られまして、周辺の水田をお持ちの方、農地をお持ちの方はみずからふさいだりしている例も出てきているということで、業務隊管理課のほう、自衛隊のほうにはそれら見たところについてはふさいでいただくようによく要請をしているところでございまして、防衛の要望のほうでも色麻町長から口頭で何か防衛局のほうに要望したということも聞いております。そういう形で業務隊管理課、演習場管理班のほうの体制の面もございますけれども、といったところを発見した場合にも通報いただければできる限り対応していくというような状況に現在なっております、さらに協議を進めているところでございます。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　ただいま渡邊課長が私の言いたいことを全て言いましたので、終わりたい。

議長（細川運一君）　　時間過ぎておりますので、通告のあった内容、大体はご質問なさって答弁なされると、（「最後に確認したいと思います」の声あり）じゃあ端的にお願ひしま

す。

3番（石川 敏君） じゃあ最後にしたいと思います。いろいろ対策ありますけれども、やっぱりイノシシが出てくるような状況、そういう現況をやっぱり少なくするということも必要だと思います。現状では動物が生息する場所、人が住む場所、境がなくなっています。それは荒れているという状況もありますので、やっぱり人間側のほうで農地なり田んぼなり管理するほうも出てこないような対策も同時に進めるということも必要だと思いますので、そういったことも含めて住民の方々に村と一体になって取り組んでいくという意識を持つてもらうような取り組みもやっていっていただければと思います。難しいことですけれども、気長にやっていくしかないのかなと思いますので、最後に意気込みだけをお尋ねします。

議長（細川運一君） 村長。最後ですのでよろしくお願ひします。

村長（萩原達雄君） 先ほども申し上げました。鳥獣被害対策は災害対応と同じであります。ですから自分の農地は自分で守る自助、みんなの農地はみんなで守る共助、そして村の農地は行政と住民一体となって守る公助、これをちゃんと確立できるようなそんな社会にしてまいりたいと、このように思っておりますし、さらにはですから自分のところだけ来なければいいというような問題、ことではダメであります。でありますから先ほど申し上げているとおり、村にはウッドチッパーもありますし、リモコンの除草機もありますので、ぜひご利用になっていたい林地と民地、その間にある緩衝地、そういったもの、あるいは自衛隊の関係でも王城寺原の今あるネットの内側を50メートルぐらいはちゃんときれいに刈っておいていただけないかということも要請をしてまいりたいと思います。以上です。

議長（細川運一君） 通告順4番、高橋浩之君、登壇願います。

[8番 高橋浩之君 登壇]

8番（高橋浩之君） 私の一般質問は、インフルエンザワクチン接種助成の拡大を求めるということと、遊休村有地の活用を図れという2点について、一括方式でお伺いいたします。  
それでは最初にインフルエンザワクチン接種助成についてお伺いします。

平成30年3月、私の一般質問で同じ質問をさせていただきましたが、村長からは現状では難しいという回答をいただきました。いただきましたが、改めてもう一度ワクチン接種助成の対象になっていない方への一部助成の拡大を図るべきではないかと思い、質問いたします。

全国的にも昨年の末からことしの春先にかけてのインフルエンザの流行は大変なもので、

学校関係や老人福祉施設、病院等の心配や気苦労には大変ご苦労なされたと思われます。また、一般企業等でも業務に支障を来たしたというところもあったとお伺いしております。さらには萩原村長ご自身も予防注射をされているにもかかわらずインフルエンザに罹患され、議会が延期されたという自省もございました。それだけ昨年のインフルエンザはいろいろな形が重複して発生し、流行したため、重症化しやすく長期間に及んだとも思われます。そのような中で大衡村では、他自治体では実施されていない65歳以上の方と60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、または呼吸器官に重い障害のある方、さらには高校受験を控えた中学校3年生に対してインフルエンザの予防接種費を全額援助しております。この施策は利用者からとても好評を博しておりますし、近隣市町の方々からもうらやましがられており、まさに福祉に優しい大衡村の面目躍如の施策でございます。しかし、同じ村民であるにもかかわらず各家庭の中心となるべき年代の方に対してその助成措置はなされておりません。家庭の中心として外で働き、大勢の人たちと接している方や小さな子供たちの育児や家事に追われているお母さん方でも予防接種をされている方は多いと思われますが、現在の助成措置の範囲では対象にならず、全て個人負担の方が大勢おります。社会保険や共済組合加入者の方の中には、一部助成措置を受けられておられる方もおりますが、国民健康保険加入者にはその措置さえございません。大衡村の国保の被保険者は1,162名、これは平成30年度ですけれども、おりますが、その多くは農家や個人事業者であり、中心となって働いている年代の方に対しても接種助成の範囲を広げるべきと考えますが、村長の考えをお伺いいたします。

次に、遊休村有地の活用を図るよう検討していただきたいという思いから質問いたします。

土地開発基金所有の村有地は、それぞれ目的を持って取得しており、その多くは有効に活用されました。情勢の変化等により遊休化している土地が村内には数多くございます。また、普通財産として役場前の土地などもございます。地形的に法面になっていたり、面積が矮小なため周辺の土地と複合的に検討しなくてはいけないところもございますが、村が積極的に行動すれば活用できそうな場所があり、そのまま放置されているのが残念でなりません。今大衡村は子育て支援に手厚く、18歳までの医療費無料や赤ちゃん誕生サポート利用券と誕生祝い金、小中学の入学祝い金、さらには給食の完全無料化など、他の自治体には真似のできない施策がたくさんあります。また、定住促進事業補助金等も充実しております。それなのに現実は大衡村に住みたくても家を建てられる住宅がほとんどござい

ません。市街化調整区域や農振農用地の縛りがきつく、自分の土地であっても自由に開発することができないところでもあります。ことし5月に約18年ぶりに人口6,000人を超え、記念セレモニーも行われましたが、今月の広報おおひら9月号を拝見しますと、残念なことにその6,000人を割り込んでしまっております。五反田亀岡地区の地区開発計画も蕭々と進行しておりますが、近々にとはいかないようでございます。

そこで一例として、現状を打破するために土地開発基金で取得して活用できていない土地を当初の目的を変更して、住宅地に転用することはできませんでしょうか。また、民間のニーズを聞き、それを生かすための転用手続きを行政として手助けして譲渡することはできませんでしょうか。なかなか数々の制約がある中で実行することは困難なところは私も理解しておりますが、実際にこれは多くの住民の声でもあります。せっかく済みたいと言っている人がいるのに、住めないのはどうしてなんだという声は村長のお耳に届いてはいませんでしょうか。ぜひ現状を打破するためのアイディアを民間の力も借りて村が積極的に動くべきと考えますが、村長はどのようにお考えになるかお伺いします。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を3時10分といたします。

午後 3時00分 休憩

---

午後 3時10分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

村長、登壇願います。

[村長 萩原達雄君 登壇]

村長（萩原達雄君） 高橋浩之議員の一般質問にお答えいたします。

1件目のインフルエンザワクチン接種助成の拡大をとのご質問であります。お答えしたいと思います。

平成30年3月の一般質問においての回答と全く重なる部分もあるかと思いますが、その点はご了承願います。現在、助成対象となっている中学3年生については、ほとんどの生徒が受験を控えての集団生活を送る中で、インフルエンザの集団感染の拡大を防ぐためにも接種助成をすることは有効であると考えておりますし、今後も続けたいと思っております。また、65歳以上の高齢者等については、肺炎を併発し重篤化になりやすいことから、季節性インフルエンザが定期接種に位置づけられており、蔓延予防のためにも接種助成を

行ってきてているところであります。肺炎を併発して重篤化しやすいことから、季節性のインフルエンザというのが定期接種に位置づけられております、国の。ということでの助成を行っているところであります。

ご質問にあります国保加入者にも村として一部助成を図ってはどうかとのことであります  
が、全てではありませんけれども、インフルエンザワクチン予防接種を行った際に  
1,000円程度の一部助成を行っている共済組合や健康保険組合等の保険者があることは承  
知しているところであります。インフルエンザに罹患することで、感染拡大を防ぐために  
学校等では出席停止、成人については外出自粛などの制限を受けるほか、治療のため医療  
機関や症状によっての違いはございますが、3,000円から6,000円を超える個人負担の医療  
費と保険者としてその倍以上の医療機関への支払いが発生することから、負担は大きいも  
のと感じております。インフルエンザワクチン予防接種の一部助成を実施するに当たり、  
働き手世代をどの年齢区分とするのか、あるいは国保の被保険者の乳幼児から74歳までの  
全被保険者を対象とするのか、そしてそれに伴う財政的負担も検証する必要もありますの  
で、それらも総合的に考慮しながら検討してまいらなければならないのかなと、こんなふ  
うにも考えておるところであります。

次に、2件目の土地開発基金で取得した土地の活用についてであります  
が、昨年石川敏議員からもご質問いただき、答弁をさせていただいているところであります  
が、現在保有する基金財産の中には取得から相当年数が経過し、遊休地となっている土地もあるのも事  
実であります。議員ご質問のとおり、最近では定住人口の増加を図るため、土地開発基金  
で取得、整備したときわ台南住宅団地は、早期完売により現在約300人の方が新たに定住  
されており、本村の活性化にもつながっております。現在は新たな定住促進策として、五  
反田亀岡地区整備計画区域の拡大や海老沢地区の市街化を促進し、さらにコンパクトで良  
質なまちづくりは定住促進に鋭意進めていきたいと、このように考えているところであります。  
また、第六次大衡村総合計画並びに第五次大衡土地利用計画の策定も現在進められ  
ており、さまざまな土地利用の規制も踏まえながら、村有財産の有効活用も含め、模索し  
ているところであります。なお、ご質問にもあります住宅地への転用、あるいは民間への  
譲渡も踏まえながら、公共、もしくは公共的用地としての活用を図れない基金財産につき  
ましては、買い戻しを行い、売却可能資産として現金化を図ることも必要になるのではな  
いかと考えております。

以上、第1答とさせていただきます。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

8番（高橋浩之君）　前回の質問のときにもワクチンの接種助成は財源の問題や他の自治体等の

事例等も勘案しながら今後検討したいと思いますというご答弁をいただきました。確かに財源の確保は絶対的な条件でもありますし、問題でもあります。それこそ毎年当初予算を組むときに各課から上がってきた要求額をそのまま受け入れていたら幾らお金があっても足りないということは誰にでもわかる道理であります。そこで執行部評価査定が入って、緊急性や重要性などの優先順位、そして村長の政治姿勢や政策方針によって予算は枠組みを決めていくと思われます。その成果として農業の活性化支援策や、子育て支援政策に生かされておりまし、そういう村長の施策が大きく影響するものであり、生かされるものだと思っております。私は青壯年に対するそういう働き手に対するワクチンの接種助成も村民が健康で元気に働ける環境整備の重要な施策であると考えますので、ぜひそこら辺も検討していただけないかと思うところであります。

それからことし春の村長選挙のとき、役場前で行われました街頭演説会で、村長は大衡村は子供たちと高齢者に優しい村と言われておりますが、私は村民全体に行き渡るサービスを目指しますと言っておりました。ぜひその公約の実現の第一歩として、インフルエンザワクチン接種の一部助成の拡大を図るべきではないかと思うところであります。

それから土地開発基金や普通財産として取得した土地が時間経過によって当初の使用目的に合致しなくなつて、そのままになってしまったことは、慌てて施設をつくったことによる不良債権になるようなことで、逆に無駄になつてしまうことを考えたらまだよかつたのかなと思うところではありますけれども、現在富谷市や大和町では新たな土地開発計画が推進しております、富谷市のコストコ周辺、大和町リサーチパーク周辺に新たに600戸以上の住宅団地が建設されるというようなお話を伺っております。今現在当の大衡村もこの状態をただ漫然と見送っていたら、せっかくのある財産を今後ますます遊休化し、塩漬け化されてしまうのではとてももったいないと思うんです。ですからスピード感を持って多方面からアイディアを集めて活用策を見つけて、さらには行政としてできる支援策や各種の制限の緩和策を手助けするべきだと思いますので、その辺の考え方をお伺いします。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　インフルエンザですね。確かに村民各階層に対して幸せが実感できる、そういういた村にしてまいりたいということは私も公約の中で申し上げさせていただきました。

そのとおりにこれまでもこれからも進めてまいりたいと思っておるところですが、しかしとは言いましても、先ほどお話あったように財源には限りがございます。小川議員の前段での通学問題やらあるいはいろいろなこういった助成をどうするんだというようなお話、いっぱい出てきますけれども、しかしそれもこれも財源が一番であります。そしてさらにはこの高橋議員が今おっしゃっている、要望されているのは1,000円ぐらいの助成はどうかというような、まだ優しいお話ですから、でもそれも考えれば今後今高橋議員がおっしゃったような金額ベースでまいりますと、約500万年間ですね。488万ぐらいかかるんです。その財源、給食費は750万でしたかね。も増額、もっとだな。（「1,700万ぐらいじゃないですか。1,700」の声あり）1,200万、1,700万だっけ。1,700万も増額したんですよ、700万にだよね。ということでいろいろ毎年毎年こうやって要望されますけれども、なかなか、でも1,000円でどうかというお話でありますから、どうなのかなと思いますけれども、担当課等々、あるいは財政ですね、ともよく協議しながらできるかどうかということを考えてまいりたいなど、こんなふうに思います。

2点目の遊休村有地でありますけれども、これにつきましては、いろいろなところにいろいろな遊休の村有地があります。ありますけれども、海老沢とかあとは五反田だか。五反田地区。いろいろあるんです。海老沢公園用地もあったし、松本児童公園もあります。それから都市計画、幼保一体整備、事業用地、そこですね。そこは内藤さんのお宅を先般購入いたしました。といろいろあるわけでありますけれども、これを議員おっしゃるとおり遊休村有地の活用を図れということであります、海老沢公園用地につきましては、海老沢の市街地形成がうまくいけばそこも何とか解決するのかなとも思っておりますし、その他のものにしても議員がおっしゃるようにそのアイディア、いろいろな民間アイディア等々も導入しながら考えてまいりたいと、このように思っております。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

8番（高橋浩之君）　いろいろアイディアということでございますけれども、村有地に関して、例えば松本の松本児童公園用地、例えばここに住宅地を建てようとすると、まず今の現状では不可能でございます。つまり市街化調整区域、さらには農振農用地も含めて、住宅地としてはできないという担当課からの説明もいただきました。であるならばただ条件として例えば分家とか何かが家を建てるときは一部可能になるというようなお話です。ですから例えば大衡村に住んでいる方がそこに分家を建てるという条件をつけることによって、ある程度例えば住宅地、村民の住宅地を分家のような形で建てるとかというようなことは

可能ではないかなというような考えも持っているわけです。その土地を村側が提供すると。そういうことも、そういう一つの考え方ですね。アイディアという形で進めることもできますし、あと矮小な土地なんかもございます。奥田なんかには。そういうところに例えば砂を置いて、それが災害時の土のう用の砂とか資材置き場にするとかというような、何かただ放置しておくのではなくて活用できる、もういろいろな形で考えて、知恵を出し合って進めたらもっともっと有効にできるのではないかと思うところあります。

あとインフルエンザワクチンなんですけれども、これは任意接種です。65歳以上の方はある程度村長の答弁の中にもありましたけれども、国が補助していると。国からの何か施策で行っているところがありますけれども、それ以外は任意接種ですが、現在の65歳以上の方の接種率や中学校3年生の接種率を見ますと60%までいっていないというような、全額補助であってさえも。そういう状況でありますから、やはり国保被保険者というのは社会保険加入者や共済組合加入者から比べれば大変立場的には弱いというか、経済的にも厳しい状況である組織でありますから、そういう方のためにもせめて一部助成をする、本当は全額補助してほしいと思いますよ。でもそれはそこまで無茶は言いませんので、一部助成という形でほかの社会保険、会社員であってもそういう助成がないところもあることは聞いておりますけれども、やはり同じイコール条件で、平等な条件で、あと接種するしないは個人の意志でやってもらって構ないので、ただそういう権利を、助成をしていただけないかというのが私の考え方でございます。ぜひそういうことも含めて村民に優しい、住民に優しい村づくりを進めていくためにも村長の考えを最後お伺いします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　まずもってこのインフルエンザワクチンなのでありますが、議員もとくと監査員という立場の中で村の財政、ある程度把握されていると思っておりますが、大衡村、いいといつても大和町のように不交付団体ではございませんので、自由に使える金というのにもやっぱり限度があるわけであります。が総じて県内各自治体の町村の自治体の中ではいいほうの財政力というふうに捉えていただければと。そういう観点でお答えをさせていただきたいと思います。

確かに65歳以上の方にはただ。ただですよね。無料ですね、4,000円の助成をしています。それから15歳の中学校3年生、これも4,000円で、これは1回4,000円で22万8,000円しておりますよ。65歳以上の人は1,790名ですので、716万円やっています。4,000円で。716万円。中学生が22万、さっき言ったように22万8,000円ですね。3年生ですけれども。

ということで実際に助成済みなのは738万8,000円であります。この65歳以上と15歳に限つての合計が738万8,000円であります。それを高橋議員のおっしゃるような形で助成してはどうかと。16歳から64歳までの方に1,000円、13から14歳の人に1,000円ということでありますから、合わせると480万、ゼロ歳から12歳もありました。これが2回ですから、1,000円の2回ですから147万円ということであります。合計すると488万円ですかね。が増額、今やっている制度から1,000円ずつ助成しますと488万円が増額になります。そして締めて1,226万8,000円であります。全部今の数式でいくとですね。であります。ですからこれは給食費のときもそうでしたが、あとこの手をすればそうなるんだということで読めたんです、全額、全部無料ですからもうこれこそ、全部無料ですから読めたんですが、これは1,000円です。1,000円だけ助成するんです。来年になったら今度は、いや、1,000円じゃなくて2,000円にしてけねかとか、再来年になったら、いや、そんなことない、みんな一緒に4,000円にしろと。だんだんとさっきも言いましたけれども、エスカレートしてくるんですよね。この皆さんのご要望というのがですね。ですからなかなか大変じゃないのかなと。ただこれもおっしゃる意味もわかりますので、私も実際去年予防注射したんだけどもかかったんですよ。ですから余り意味がないのかななんて思いながら。と思いながら今ここの席に立っているわけでありますけれども、そういったことで、ただやはりそういういったことで予防接種法に基づく定期接種を市町村長が行うこととされており、A類疾病の対象者は予防接種を受けるよう努めなければならないということです。このA類疾病というのはどういうことかというと、ジフテリア、百日ぜき、破傷風、ポリオ、風疹、日本脳炎、結核などは市町村長が積極的にといいますか、予防接種法に基づいて行わなければならぬと決定をされて決まっております。そしてインフルエンザと高齢者肺炎球菌ですね、ワクチンはB類疾病、B類疾病で予防接種対象者については努力義務が果たされていませんので、市町村長がこの予防接種をしなさい、しろしろしろということは言えないということですね。そしてB類疾病の予防接種には主に個人予防目的のために行うものであることから、予防接種対象者は予防接種を受けるよう努める必要はなく、なくですよ。みずからの意志と責任で接種を希望する場合に接種を行うこととなります。ですから、その個人予防のために行うものであって、個人がみずからいや、私はかかりたくないからするというような自分の責任で接種を希望する場合、ですからお金も自分で本当は払うんです。だけど村で補助しますよと、こう言っているだけの話ですね。ということです。そして注意書きとして、積極的な接種勧奨にならないように特に留意するというふうにこの予

防接種法で位置づけられておるものでありますので、ご理解のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

また、これはインフルエンザのお話でありましたので、次に、遊休村有地ですね。ただいま議員のほうからもるるご心配いただきまして、そしてさらにこの活用の方法も示唆をいただきました。農家、分家住宅建設用地に活用したらどうかというようなお話ですが、どういうことなのかなと今私なりに脳裏をぐるぐるとした場合に、多分村有地をこういう村有地があるとすれば、その分家住宅を足りない人に売ってということでしょう。売って分家住宅といったって1軒しか建てられないですよ。子供5人いれば5軒建てられるのかな。そういうことでしょう、言っている意味はね。ですからそれが個人にそういう目的で売れるのかどうかという、現金化することはもちろん遊休ですから早く現金化したほうが本当はいいんですから、そういうこともできれば法令等々も含めて精査しながら何らかの方策があるかどうか検討してまいりたいと、このように考えております。

議長（細川運一君） ここでお諮りをいたします。本日の一般質問を終わりとし、引き続き明日も一般質問を続けることといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本日の日程はこれで全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。お疲れさまでございました。

午後 3時36分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和　　年　　月　　日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員